

《論 文》

「杣山」の「民地民木」をめぐる謝花昇の闘い(1)

奥 谷 浩 一

要 旨

謝花昇は沖縄の近代社会運動の先駆者である。明治期の沖縄では、いわゆる「琉球処分」によって琉球王国が廃止されて行き場を失った貧窮士族の救済を目的として、「杣山」の開墾事業が開始される。沖縄県庁の高等官・技師謝花昇は、沖縄県知事奈良原繁のもとで「杣山」開墾の事務取扱主任としてこの事業を推進する立場に立っていた。しかし、謝花と奈良原との間に潜在的にあった齟齬と対立が次第に顕在化する。謝花がこの開墾事業を純粋に農民と貧窮士族の救済のために遂行しようとし、期限付き無償貸与と「杣山」の森林環境に対する配慮という条件下で推進したが、時の権力者奈良原の側はそうではなかったからである。奈良原はこの開墾事業を土地整理事業の前段階と見なし、土地整理が終了した後は開墾地を払い下げて私有化することを目論んでいた。両者の対立は、やがて土地整理事業の推進過程で、奈良原側が「官地民木」を謳い文句にして農民たちを欺瞞し、彼らの反対と抵抗を押し切って、「杣山」を官有林に組み入れる政策を行うに及んで、決定的になる。これに対して謝花が主張したのが「民地民木」論である。そのために謝花は県庁を退職してこれと闘うことになる。謝花のこの「民地民木」論は敗北した。しかし、農民たちが自前で保護・管理・育成し、彼らの生活の糧でもあった「杣山」は農民たちによって共同所有されるべきだという彼の「民地民木」論は、現在のわが国の森林政策の行き詰まりと国有林の危機、これによる森林環境の国土保全力の低下、そして森林を地球的規模の公共財と考えるさいに、多くの手掛かりと暗示とを提供してくれるように思われる。本論文では、この「民地民木」をめぐる謝花昇の闘いの軌跡を追求するとともに、現在の環境論または環境思想から見た場合の彼の「民地民木」の意義を考察することにした。

キーワード：やんばるの森、杣山、官地民木論と民地民木論、国有林の危機、地球市民的公共財としてのコモンズ

はじめに

第1章 「杣山」の開墾と「杣山処分」の歴史的背景

- (1) 琉球王国時代の「杣山」の管理と保護
- (2) 「琉球処分」後の沖縄の混乱期と日本本土

第2章 「杣山」開墾問題と謝花昇

- (1) 「杣山」開墾問題の発端

- (2) 謝花の「開墾趣意書」に示された「杣山」開墾の目的と趣旨
 - (3) 土地開墾にかんする「命令書」
 - (4) 国頭地方の巡視とその「報告書」
 - (5) 謝花の開墾事務取扱主任の解任をめぐって
 - (6) 土地開墾事業のその後
 - (7) 謝花の開墾事務取扱主任解任の理由にかんする新川明氏の議論 (以上、本号掲載)
- 第3章 「杣山処分」問題にかんする謝花昇の闘い (以下、次号掲載)
- 第4章 謝花昇の「民地民木」論の現代的意義

はじめに

琉球列島は、生物多様性の宝庫であり、そこには生物学で遺存固有種と呼ばれ絶滅が危惧される希少な生物種が数多く生息する。沖縄県北部のやんばる地区には、わが国最大級の亜熱帯照葉樹林であるやんばるの森が広がっており、この森は国頭郡の国頭村・大宜見村・東村の三村にまたがっている。ここには、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ、リュウキュウシダをはじめ、やんばるの森固有のたくさんの希少な生物が存在する⁽¹⁾。

日本政府は2016年に、このやんばるの森とそこに生息する希少生物の保護のために、沖縄県では三番目、わが国では33番目の国立公園として、「やんばる国立公園」を誕生させた。この「やんばる国立公園」誕生の背景には、沖縄北部のこの地区と奄美大島・徳之島・西表島とを含めたエリアをなるべく早期に世界自然遺産に登録するために、その条件整備を行うという狙いがあった。しかし、2018年5月、国際自然保護連合(IUCN)は日本政府に対して上記エリアの世界自然遺産登録への推薦を延期するようにと勧告した。その理由の主要点は、米軍基地を抱える沖縄特有の問題にかかわっている。国立公園に指定されたこの地区には、米軍北部訓練場がかなりの面積で隣接して存在しており、これがこの地区の自然資産を分断しているからである。やんばる地区の世界自然遺産登録には、この軍事訓練場とそこでの訓練活動とがこのエリアの生物の生息状況に対して影響を与えていないことを説明することが重要な条件のひとつとなっている⁽²⁾。この米軍北部訓練場の過半の部分4,010ヘクタールは、上記訓練場ヘリパッド基地を東村高江地区へと移設することを条件に、2016年12月に沖縄県に返還されたが、オスプレイが配備されるこのヘリパッド基地の移設には野生生物関連学会と村民が反対運動に立ち上がった⁽³⁾。やんばる地区の世界自然遺産登録には、沖縄の米軍基地の問題が大きな影を落としており、したがってその登録にはなお今後の紆余曲折が予想される。

ところで、今やんばるの森を見ると、亜熱帯の自然林が広大にまた豊かに広がっているように見える。しかし、この森には歴史上何度も危機的状況があり、こうした危機をくぐりぬけて現在のやんばるの森が存在する。かつての琉球王国時代には、中国の清国との間に冊封の関係を築き、「万国の津梁」として海外との交易に活躍した繁榮の時期があり、この交易による繁榮と製糖を初めとする産業の振興もその対価として琉球の森林の大量消費を必要とした。湯水と飢饉の窮乏の

時期に農民たちを救ったのは「杣山」と呼ばれた農民共有の山林であり、こうした自然災害による危機もまたそのたびに山林の荒廃を招くことになった⁽⁴⁾。琉球王国最大の政治家蔡温は、こうした山林の惨状を踏まえて、各種の山林保護のための政策と制度を設けて「杣山」の育成と山林の保護・拡大に努めたことはよく知られている⁽⁵⁾。しかし、彼が育成した山林も、明治期後半に政府が沖縄の歴史と実情を考慮することなく日本本土の森林と税制の政策を直接に導入・実施したために、山林が利権あさりや投機の対象となって再び荒廃することになった。

やんばるの森が危機に瀕した時期がありその傷跡が今でも完全には癒えていないことを示す証拠がある。それは、かつての琉球王国時代に蔡温が首里城の修復・再建を支えるために育成してきた大径木が大量に伐採され、今ではやんばるの森の中心である国頭地方にさえもそれがごくわずかしか存在しないことである。昨年11月1日未明に沖縄の象徴である首里城の正殿を初めとするいくつかの建物が火災によって焼け落ち、われわれに大きな衝撃を与えたが、これを再建するための大径木は沖縄ではもはや調達できないほどである。また琉球王国時代には、山林のほとんどを、今の市町村に相当する「間切」の農民共有の「杣山」が占めていて、ごくわずかしかなかった私有林が、国頭村に限って見ると、現在は山林全体の20%に増加していることも見逃すわけにはいかない⁽⁶⁾。これにさらに、太平洋戦争末期の沖縄戦の負の遺産として、上述の米軍北部訓練場の問題が付け加わることになる。われわれは、やんばるの森には琉球・沖縄が歩んだ歴史とこれによって規定されたいくつもの危機的状況とが今なお刻印されていることを忘れてはならない。

ところで今触れたように、明治維新後に琉球王国が廃止されて琉球藩からさらに沖縄県へと切り替わった（「琉球処分」と称される）時代に、日本本土では地租改正の事業に伴って江戸時代の藩主所有の藩林と農民たち共有の「入会」林が時には強権的に官林（または国有林）へと編入された⁽⁷⁾のだが、これに遅れて沖縄でも「杣山」が大規模に開墾された後に「土地整理」の名のもとに官有化され、さらにこれが民間に払い下げられて私有化されるという事態が生じた。だが、沖縄のこの森林の危機の時代に、こうした事態が「杣山」を荒廃させて国土の環境を破壊し、引いては「杣山」を生活の場とする農民たちの困窮を招くとしてその本質を正確に見抜き、最終的には農民たちとともにこれに反対し抵抗する活動を展開した一人の人物がいた。それが沖縄の社会運動および自由民権運動の先駆者として知られる謝花昇（1865-1908）である。やんばるの森を語ろうとする者は、この謝花昇の思想と活動について触れないことがあってはならないであろう⁽⁸⁾。

謝花昇は東風平間切（現在の八重瀬町）の中級の農民の出身である。琉球王国時代の封建的遺制が色濃く残るこの時代に、農民出身の彼は地元有志からその勉学の熱意と優秀さを認められ、その後押しで開設されたばかりの沖縄師範学校に入学することができた。そして1882（明治15）年に、時の第二代沖縄県令上杉茂憲⁽⁹⁾の公私にわたる教育支援によって、第一回県費留学生として太田朝敷、高嶺朝教、岸本賀昌らとともに東京へと派遣された。謝花はこの県費留学生の中で

はただ一人の平民階級出身者であった。謝花ははじめ太田らとともに学習院に入学したが、ここを中途退学して県からの要請によってほかの第一回県費留学生とはただ一人別の進路を選択し、東京山林学校（翌年東京農林学校となる）で山林学を学ぶ。ここでは、日本最初の林学博士であり後に代議士になった中村弥六の薫陶を受けた。同予科を卒業した後、農科本科に進み、今度は農学を専攻した。東京農林学校は帝国大学と合併して帝国大学農科大学（後の東京帝国大学農学部）となった。ここでの彼の師は、農本主義者として知られた農学者横井時敬、後に貴族院勅選議員となった農学者玉利喜造らであった。謝花は、讃岐国の製糖業にかんする卒業論文を書いて1891(明治24)年に同農学科を卒業、沖縄県庁に勤める高等官・技師として沖縄に戻り、故郷に錦を飾る。農民出身でありながら帝国大学卒業の沖縄県初の高等官および学士として、謝花は平民階級の期待の星となった⁽¹⁰⁾。県庁の高等官・技師としての謝花は、勸業博覧会の沖縄事務委員、沖縄県土地調査委員、九州沖縄八県連合共進会委員、沖縄県砂糖審査会審査長などとして大いに活躍する。専門の糖業関係では、砂糖の現品納税の金納制度への変更、県による砂糖の買い上げと砂糖で納税する制度の廃止のために尽力した⁽¹¹⁾。またこの時期、旧琉球国王・旧琉球藩主であった尚泰を世襲の県知事にかつぎだそうという「公同会」運動に反対している。

しかし、「杣山」の開墾の問題で、当初は潜在的であった謝花と時の沖縄県知事奈良原繁との対立はやがて先鋭に顕在化する。謝花は純粋に農民と貧窮旧士族の救済を考え、その救済策として「杣山」の山林環境の保全という限度内で開墾を認めようとしたのに対し、薩摩出身の奈良原知事は、警察と側近とを薩摩を中心とする本土出身者で固め、県内外の特権階級を抱き込み、政府高官・本州財閥などと癒着しながら、上記の限度を無視して大規模開墾を進めようとしたからである。奈良原に地位利用と私物化の意図さえあることを見抜いた謝花は奈良原と対立を深め、この対立は引き続き土地整理事業、言い換えれば「杣山」国有林化の問題で決定的となる。県庁を退職して下野した謝花は、当山久三⁽¹²⁾らの同志たちを結集して沖縄最初の政治結社「沖縄倶楽部」を結成し、機関誌『沖縄時論』を発行して、奈良原県政の批判、共済金問題の追及、「杣山」国有林化反対、沖縄の参政権運動などに自由民権の立場から論陣を張る。また農民救済のために農工銀行の設立と運営にも尽力した。

ところが、時代は謝花らに味方しなかった。「沖縄倶楽部」に結集した同志たちは、奈良原知事側から陰に陽に熾烈な妨害と弾圧の工作を受けて、後に四散することになる。孤立した謝花は生計の路すら断たれて、ようやく山口県大津郡の農事試験場技師の職を得て東京から山口へと赴任しようとするが、その途中の神戸駅で突然精神障害を発病する。1901(明治34)年、彼が37歳の時であった。その後7年間この世の常ならざる世界を生きた謝花は1908(明治41)年にその悲劇的な生涯を終えた。謝花は、琉球王国時代から残る封建的な遺制と歪められたかたちで推進された沖縄の近代化という二つの困難と闘い、時の権力に対して抵抗しながら、沖縄の近代の曙の時代を鮮烈に生き、そして力尽きたのであった。

本論文では、謝花昇が沖縄の社会運動と自由民権運動の先駆者として展開した諸活動の中から

「杣山」の開墾と土地整理事業の問題を取り上げる。

謝花昇が生前に残した著書は『沖縄製糖論』のただ1冊しかなく、「杣山」問題にかんしては県庁技師時代に彼が起草した「杣山開墾趣意書」、命令書と報告書、それに謝花らが発行した雑誌『沖縄時論』に掲載された論説「杣山談片」があるのみである。これらの著述を見る限りでは、謝花を環境思想家と形容することはできないであろう。しかし、これらの数少ない論述の中には、山林と河川と海との関わり、それに樹木の過剰な伐採がこの関わりに及ぼす影響が適確に把握され、「杣山」の森林環境と国土を保全しようとする姿勢、そして早魃や飢饉、さらに重税によって苦しんできた農民たちの立場に立って「杣山」の問題を解決しようとする態度が明確に示されている。

沖縄最初の学士・高等官であり、沖縄県庁では知事以下五本の指に入る高官であった謝花⁽¹³⁾は、立身出世を望もうとすればそれなりの地位と資産を得られたはずであった。しかし、彼はこの道を捨てて抵抗の道を選んだ。彼の一生を貫くものは社会的正義感にほかならなかったが、これは、彼の出身階級である農民の立場から、少数の特権階級と富裕者が富を独占的に所有するのではなくて琉球古来の「間切」を基本とする共同所有を優先させて、近代化が遅れた沖縄の農民の生活を向上させることに関わっている。そのためには、農民たちの生活の糧であり彼らが自前で保護・育成してきた「杣山」を保全し、森林と国土の環境を守ることが不可欠であった。謝花の生涯は、県庁時代と県庁退職後の時代とを問わず、こうした姿勢で貫かれている。

官選知事である奈良原繁は、当時の沖縄においてもかつて「琉球入り」し植民地的支配を行った薩摩の姿勢を大きく変えることはなかった。彼の眼中には、「杣山」に代表される沖縄の特殊性と共同所有の歴史的伝統の継承も、沖縄の自然環境の保全も、農民の生活と教育の向上に対する配慮もほとんどなかった。彼はもっぱら、日本本土で実施された「地租改正」と山林の強権的な国有化をじかに沖縄に持ち込み、沖縄の有力旧士族と癒着したばかりか、知事の地位を利用しつつおのれの利権を手に入れようとさえ画策したのである。そのためには彼は「官地民木」の名のもとに本土ですでに試し済みの欺瞞を宣伝手段として用いた。つまり、「杣山」を官有地にすれば税金の課税から逃れられるし、農民たちが「杣山」を生活の糧として育成・利用することは従来通り可能なのだと言うわけである。長年苛烈な重税に苦しんでいた沖縄農民にとっては、課税から逃れられるかどうかは死活問題であったから、県知事側のこの宣伝を容易に受け入れてしまった。しかし、農民たちは「杣山」が官有化された後に、これが欺瞞であることを知ることになっ



写真1. 1970年9月に琉球政府が発行した偉人切手シリーズの中の謝花昇

た。かれらが共同管理してきた「杣山」の所有権が官の側に移ったのちは、「杣山」が囲い込まれ、その立ち入りや利用権さえも奪われ、その結果として奪い取られた「杣山」を身銭を切って払い戻すという二重の収奪を余儀なくされたからである。奈良原側は、「杣山」の開墾を既成事実とし、これを公有化した後にさらにその払い下げを行い、そしてこれを私有化することを認めようという意図であった。だから知事側では、「杣山」開墾、土地整理事業による「杣山」の官有地化、官有地の払い下げ、払い下げによる「杣山」の私有化は一体化した流れであり、これは奈良原知事の赴任の当初から意図されていたように思われる。このことは事態の進行の中で明らかとなる。

これに対して謝花らは、奈良原県知事側のこうした一連の流れと「官地民木」の欺瞞を見抜いて、これに「民地民木」論を対置した。その趣旨は、琉球王国時代以来、今でいう市町村に相当する「間切」の農民たちが王府の監督を受けながらも自前で「杣山」を保護・管理・育成してきた以上、「杣山」は「間切」によって共同の所有とされるべきだということにある。こうすることで農民たちは、私的所有の排他的な足枷から逃れて、「杣山」がもたらす利益を共有しうる。一部農民たちと共同歩調を取った謝花らのこの「民地民木」論は、奈良原側の周到な計画と官憲さえも用いたさまざまな妨害・脅迫の工作によって挫折と敗北へと追いやられた。しかしそれにもかかわらず、謝花が農民たちとともにこうした利権あさに強く抵抗したことは、農民の生活向上と森林保護の両面から見て、やはり歴史的な意義をもつ闘いであったと評価することができよう。

「民地民木」論をめぐる謝花昇の思想と闘いは、環境保護の運動と今後の日本の森林政策を考える際にも一筋の光明を放っているように思われる。後に示すように、今我が国の森林は国有林においても私有林においても危機的状況下にある。明治期以来、国有林の政策は国民を排除し国民から切り離されて、国家権力の手集中され続けてきた⁽¹⁴⁾。そして、これがわが国の軍事力による海外進出を助けてきた。しかし現在は、安価な輸入外材に多くを依存して林産物収入が立ち行かなくなり、その結果として林野庁の森林保守を専門とする要員が減員され続け、手入れの必要な国有林に管理が行き届いていない。このことは国有林の荒廃と国土の保全を招き、引いては自然災害の多発をも引き起こしている⁽¹⁵⁾。私有林においても、林産物の需要が激減したうえに保守費用の高騰や後継者不足などのために、林床の下草さえも刈り取られることなく、多くが荒れ果てたままに放置されている。これもまた国土の環境の悪化と豪雨時の土砂流出等につながっている⁽¹⁶⁾。『絶望の林業』が語られる所以である⁽¹⁷⁾。

こうした危機的状況の中で、明治以降に進められてきた国民不在で国家独占の森林政策から訣別し、森林政策を国民の手に取り戻そうとする動きがようやく現れてきた。それは、とりわけ国有林における林産物の収益を第一と考える利益第一主義から『山と木と住=人間』を結合する管理・経営の在り方の発見「技術の選択」⁽¹⁸⁾への転換であり、新しい「森林文化社会の創造」への道である。筒井迪夫氏はこう述べている。「官林経営を確立し、国家財政に寄与することを林政の基本とし、官林の保続経営の成立を目的として組み立てられた方針は、用材中心の収益主義と法正林実現という技術体系とを、かたくななまでに官林に課した。そこには用材だけがあっ

て住民はなかった。むしろ官林の管理・経営基盤を確保するために容赦なく従来の住民慣行を切り捨ててさえいった。だが、利益主義と技術主義だけを掲げ、人間を忘れた管理方針や経営主義からは真の林政は生まれ得ず、かえって国有林の存在意義さえ問われるに至っている。山と木だけを見た林政から山と木と住民を見る林政へ、新しい国有林はこの転換の論理のうえに築かれるものであろう。』⁽¹⁹⁾ 私もまたこうした叙述の趣旨に基本的に賛同するものである。

そうだとすればわれわれは、個人的な私的所有を基礎とする明治期の「近代的」な土地所有以前に存在した「前近代的」な土地所有形態、つまり「近代化」によって切り捨てられ葬り去られた土地所有形態、具体的に言えば、沖縄では琉球王国時代の「杣山」に典型的に見られる、単一または複数の間切を基礎とする共同体的な山林の所有形態、そして日本本土では江戸時代に広範に存在した「入会地」的な共同の山林所有形態を今一度見直し、そこから改めて多くの事柄を学ばなくてはならないことになるであろう。そこにはまさしく山と森林と住民とのきわめて濃厚な相互関係が息づいていたからである。そしてそこに、「民地民木」を掲げ、「杣山」と森林と農民の一体の関係を守ろうとして権力と闘った謝花昇の思想と運動が再び脚光を浴びて、再評価される余地があるように思われる。さらにそこには、森林を地球公共財と考え、その意味で一種のコモンズとみなそうとする最近の環境思想⁽²⁰⁾にさえも示唆するところがあるに違いない。謝花昇と農民たちの闘争は挫折し、敗北した。しかし、謝花昇の思想と農民たちとの闘いは森林保護の歴史を貫いて生き続けるであろう。

本論文では、以上に述べた視点から、沖縄における「杣山」の大規模開墾問題と土地整理事業という名の「杣山」官有化とを中心に据えながら、これらに対する謝花昇の抵抗の闘いとその思想の軌跡を追求するとともに、彼の「民地民木」論が現代日本の森林政策と環境思想にとってもつ意義を考察することにした。

第1章 「杣山」の開墾と「杣山処分」の歴史的背景

(1) 琉球王国時代の「杣山」の管理と保護

琉球列島は、気候区分から言えば、「亜熱帯海洋性気候」にぞくする。亜熱帯地方だけあって樹木の生育が盛んであり、多くの島嶼からなることもあって、まさしく亜熱帯の生物多様性の宝庫であるとともに、遺存固有種の宝庫でもある。しかしその反面、沖縄の土地の多くが隆起サンゴ礁によって形成されたものであり、もともと土壌が貧しいうえに、亜熱帯という気候条件のために、熱帯雨林と同様に、落葉樹が少なく腐葉土が形成されにくく、森林土壌がきわめて貧弱である。旧サンゴ礁の石灰岩のうえに赤土と呼ばれる森林土壌が薄く堆積しているが、この赤土は豪雨や開発によってしばしば容易に海中へと流出してしまう。降雨によってもたらされた水分は赤土から石灰岩へと浸透してしまうので、土壌は保水能力に欠け、地下水と地下水脈を形成することが少ない。こうした石灰岩層と森林土壌の貧弱さが、沖縄の森林環境と林業のみならず、在来

の農業・漁業にも大きな影響をもたらしてきた。夏は台風が頻繁に來襲して水害を引き起こすとともに、これとは真逆に、台風が來ないときは早魃と水不足に悩まされ、冬は季節風が吹き荒れるという自然環境の厳しさが沖縄の自然を特徴づけている。森林に関して言えば、沖縄の森林はみだりに伐採が行われると、たちまち荒廃してしまうという弱点を持っている⁽²¹⁾。

琉球王国時代には、沖縄の森林は何度か荒廃の時期があった。第三代尚真王の時代には琉球は、明を宗主国とする冊封体制のもとで、東南アジアを相手とする中継貿易の拠点として繁栄し、「万国津梁」の繁栄の時代を形成する。この繁栄の時代に貿易船の建造などを支えたものは、もちろん森林資源であった。琉球王国は、1609年の「薩摩の琉球入り」によって薩摩と徳川幕藩体制との支配下に置かれ、その国際的な地位を大きく低下させると同時に財政的な危機状態に陥ったが、羽地朝秀(中国名は向象賢。1617-1675)が摂政になってからはさまざまな政治的・財政的な改革が行われて、琉球は第二の繁栄の時代を迎えた。この改革の時代にも、社殿・社寺・一般家屋の建築用材のみならず、特に砂糖生産に伴う砂糖樽と燃料用薪木、交易と海上交通の発展による船舶の造船用建材などの需要の高まりが森林資源の枯渇を招くことになった⁽²²⁾。

琉球の当時のこうしたきわめて深刻な森林事情に直面して、数々の政治的改革を行うことで琉球の自然と森林を保護し、薩摩に依存せず木材資源を自給自足できる持続可能な森林政策を提言し実行したのが、先に述べたように、琉球王国最大の政治家蔡温(1682-1761)である⁽²³⁾。

蔡温は、およそ25年間もの長きにわたって琉球王国統治の実質的責任者の地位にあり、数多くの業績を残している。彼は、義と礼節と仁愛を重んずる儒教的精神を島民に浸透させるとともに、統制経済をできるだけ緩和し、農業・商工業の活性化を促す振興政策、士族の失業対策、元文検地による国土の再編と税収の改革などを実施した。彼の時代には中国文化だけでなく日本文化の輸入も盛んに行われた。この時代は、彼自身による琉球王国正史の改訂、組踊などの琉球古典舞踊の創作、古歌謡の採録と再編集、古語辞書の編集、工芸品の質量両面にわたる向上などの面でも大いに発展を遂げた点で、琉球と琉球文化が第二の繁栄を迎えた時代でもあった。沖縄の歴史・文化の研究者によってこの時代が「近世沖縄文化の爛熟時代」または「琉球の文芸、文化の再興時代」と呼ばれる所以である⁽²⁴⁾。

蔡温の業績で特徴的なことは、三司官という王府の最高地位にあるような政治家としてはきわめて稀なことだが、北部の国頭地方を含めた山林を幾度もまた長期に視察し、「杣山」と呼ばれる、王府が監督する山林を保護・育成したことであり、さらに羽地大川の洪水防止のための河川大改修などの土木工事を彼自身が指揮したことである⁽²⁵⁾。

蔡温の森林政策の根幹は、彼自身と彼の政策の継承者たちによってまとめられた『林政八書』と呼ばれる著作の中に結実している。その林政政策は、風水思想にもとづき、琉球王国の政治的支配を継続・安定させることに第一の主眼があった。ここに蔡温の林政の限界があった。この大目的のために、例えば首里城の修復や火災の後の再建などのために大径木の木材を確保し、リュウキュウマツ、ウラジロガシ、イスノキなどの貴重木を伐採禁止とし、間切ごとに「杣山」の管

理と保護を村民に請け負わせ、村民に賦役を課した。しかし、例えば蔡温が撰した「新澁那覇江碑文」には「真玉橋内外や饒波長川などでは、竹林を伐採して田地を開発したために、河が病気になるている」⁽²⁶⁾との文言があることに加え、今も名護市のヒンプンガジュマルの下に立つ「三府龍脈碑」には彼の風水思想が刻まれており、そこには、琉球本島は龍脈が姿を現す国であるから、この龍脈を断ち切って切り開いてはならないとする思想があったことがはっきりと示されている。これは山林と河川の生態系のメカニズムと環境保護に通ずる思想がここにあったことを意味するであろう。こうした風水の思想のもとに、蔡温が王国の森林の大部分を占める「杣山」をしっかりと管理のもとに置いたことは、国土を保全し、森林の私有化と放置・乱伐を防ぐという意味ではきわめて大きな役割を果たした。

蔡温の時代にはこの制度の下で、まず「杣山」を専門に管理・監督する最高役職として三名の総山奉行が置かれた。これは、三司官の下の役職である物奉行・用意方に次ぐ役職であって、この総山奉行のさらに下位にそれぞれの間切に対応する地方の山奉行を置き、この地方の山奉行が実際の管理作業等を行う総山当（そうやまあたい）・山当（やまあたい）・山師・山工人を管理・監督するという中央集権的な体制を整備した。「杣山」の管理と保護の実際の作業は多くの山工人によって担われていたが、それとともに間切ごとに割り当てられた村民の賦役労働がこれを支えていた。村民はこの賦役労働のために時には自分の仕事を休んで山林の保護管理の仕事に従事しなければならなかったが、反面、この賦役労働を現金に換算して租税納入にあてることもできたようである⁽²⁷⁾。「杣山」の農民たちは自分たちの費用で植林を行ってこれを育成してきたから、雑木などは余剰生産物として村民に還元されたし、曲木や倒木になりかけた木も伐採して村民の家屋の材料などのために充てられることもあった。また伐採禁止とされた五木も王府の許可があれば伐採・利用することができた。村落に近いところではサツマイモなどの植え付けなども奨励されていたから、「杣山」は形のうえでは王府の所有でありながらも本土の「入会地」に類似した性格をもっており、村民の生活には不可欠のものであった⁽²⁸⁾。

蔡温の林政思想は先に挙げた『林政八書』の中に集大成されている。この「八書」のうち、蔡温がそのほかの林政役職者と連名で公布しているのは三書のみであるが、蔡温が連署していないものを含めて、七書のいずれもが蔡温の三司官時代に成立したものであり、蔡温の思想と精神を確実に継承している。残る一書の『御差図扣』（1869年）は明治維新の翌年に公布されたものである。なお『林政八書』は、当初からこの書名であったのではなく、「琉球処分」後に沖縄県が琉球王朝時代に公布された森林関係法規を編集し、その当時もなお指針として利用可能なものとしてまとめたものを1885(明治18)年に一書として出版するにさいして、当時の第四代沖縄県令西村捨三が命名したものだという⁽²⁹⁾。

蔡温らのこうした政策と努力によって、沖縄の森林の比較的安定した状況は少なくとも「琉球処分」以前までは継続したと言ってよいであろう。

(2) 「琉球処分」後の沖縄の混乱期と日本本土

『林政八書』が1885(明治18)年に出版されたという歴史的事実は、当時の沖縄の林業関係者が沖縄の森林の危機的状況を認識していたことを物語っているであろう。それというのも、廃藩置県と「琉球処分」によって引き起こされた混乱の時期に、蔡温を初めとする人々の努力によって作られた森林の保護と利用の規則が守られなくなり、沖縄の森林が再び荒廃し始めたことを林業関係者が憂えたと考えられるからである。つまり、明治維新によって幕藩体制が倒されたことでその支配下にあった琉球王国にも一定の動揺と混乱が生じ、さらに廃藩置県による1879年のいわゆる「琉球処分」によっておよそ450年間にわたって存続した琉球王国が消滅して沖縄県となるという歴史の転変の中で、「杣山」が監督者を失った。その結果、森林の管理と保全が行き届かなくなり、その間隙を縫って森林盗伐や無許可の拡大開墾が行われるような事態が発生していた。その背景には当時の沖縄民衆の生活の逼迫があった。

例えば、第二代の沖縄県令として赴任した上杉茂憲は、島嶼部を含めて沖縄各地を視察して、農民たちが重税と貧困にあえぐ惨状を把握し、これを政府に報告するとともにその改善を進言している⁽³⁰⁾。農民たちは、琉球王国時代からほとんど返済のあてがない莫大な負債を抱えていて苦しんでおり、その主たる原因は王府に貢納すべき米の不足によるものであった。特産の砂糖を換金してこれを補おうにも砂糖にも貢納と買い上げの制度があって、農民たちは利益をほとんど手に入れることが出来ず、挙句の果ては「身売り」に頼らざるをえないという悪循環が繰り返されていた。さらに、農村内の富裕層が大勢の地方吏員、つまり地方役人として、特権を利用して利益を貪り、この悪循環に拍車をかけるという状況が作り出されていた。仲里譲はこのような沖縄農民の悲惨な状態を「家畜同然の庶民生活」と形容している⁽³¹⁾。しかし、明治政府は上杉県令の吏員減員などの穏健な改善策にさえも耳を貸すことがなく、上杉県令が行った改革も彼の退任の後には、新県令となった岩村通俊によって以前の「旧慣温存策」に戻された⁽³²⁾。例えば、先島、すなわち宮古・八重山の農民たちをおよそ270年間にわたって苦しめてきた人頭税が廃止されたのは、実に1903(明治36)年のことであった。人頭税とは、収入、所有する土地面積、収穫高などの如何を無視して個人に対して一律に課されるもので、きわめて理不尽であるとともに、貧農を徹底的に苦しめる過酷な税制であった⁽³³⁾。

他方では、大量の無禄士族が出世して王府の職につくという希望を絶たれ、路頭に迷うという状況が作り出されていた。琉球王国には有禄士族と無禄士族の区別があり、有禄士族は王府から領地や俸禄を与えられていたが、無禄士族にはこれらが与えられず、無禄のままに王府の役職につく順番を待たなければならなかった。「琉球処分」前後の首里・那覇に本籍をもつ士族は6-7千戸であり、沖縄全体の士族戸数の7-8%であったが、このうち上記の無禄士族が94-5%を占めていたと言う。したがって、およそ数千の無禄士族が廃藩と「琉球処分」によって将来の希望を失い、生活困窮に追い込まれていた。彼らの反抗を抑えるために、政府と県は彼らの要求に応じて「授産資金」を支給したが、これはとうてい彼らの要求を満たすものではなかった⁽³⁴⁾。彼らの困

窮は当時の俗謡にこう歌われていることでも知られる。「あわれつれなさや廃藩の士族、笠に顔隠ち馬小曳ちゆさ」⁽³⁵⁾と。また、1894(明治27)年に当時内務省書記官であった一本喜徳郎が沖縄を調査して政府に報告した「一本書記官取調書」にもこうした状況が詳細に記されている⁽³⁶⁾。

ここで時代をやや遡って、山林原野の国有化をめぐる日本本土の動きを簡潔に概観してみよう。1868(明治元)年の明治維新の「大政奉還」後、新政府は「廃藩置県」によって江戸時代の諸藩を政府直轄の県とし、1874(明治6)年に「地租改正」条例を公布して田畑・宅地の「地租改正」に着手した。田畑・宅地に続いて、山林原野についても地租の基礎を定めようとし、山林の所有区分を定めるにあたっては個人的所有を基本とし、山林に対する課税または年貢上納、そして所有者名を明記した証文の有無によって、官有と民有とを区別しようとした⁽³⁷⁾。政府はこの実施過程で、「入会地」と「入会権」に象徴される江戸時代の山林原野の慣行としばしば激しく衝突しながら、時には農民をなだめたり欺瞞したりしながら、時には強権を行使して、いわば農民から土地を取り上げるようなかたちでその多くの部分の国有化を強引に進めたのである⁽³⁸⁾。

その集大成として1897(明治30)年には「森林法」が成立する。しかし、政府が江戸時代からの慣行と歴史的経緯をよく調査することなく、半ば強制的に農民から「入会地」と「入会権」を剥奪したことは、農民たちの反抗と多くの境界紛争と訴訟を引き起こすことになった。その緩和策として、政府は1899(明治32)年に「国有土地森林原野下戻法」を公布して、いったん官有地・官有林として定めたものを下戻ししたが、その下戻しはごく一部にとどまった。そして、1902(明治35)年に制定された「国有林野法」によって、現在の国有林の基礎が出来上がったのである。しかし、「入会地」と「入会権」とをめぐる紛争と訴訟とは、国と村または村どうしの間で真に解決されないままであったので、実質的に「入会権」を否定した1915(大正4)年の大審院判決後も訴訟は後を絶たず、太平洋戦争後もしばらくの間継続して争われるという事態を招いた⁽³⁹⁾。

沖縄では、「地租改正」と連動しながら土地整理事業、つまり土地と山林の官有・民有の区分(処分)、そして多くの山林の官有化が本格的に始まったのは、琉球王国の処遇が遅れたという上記の歴史的事情により本土よりずっと遅れて、1897(明治30)年頃からである。「沖縄県土地整理法」案が農民たちの反対を押し切って政府に送付され、これが国会で最終的に採択・可決されたのは1889(明治32)年3月のことであった。したがって沖縄では、明治政府が日本本土で30年近い年月をかけて実施した林政改革をわずかおよそ3年の短期間で有無を言わず強行したことになる。これには日本本土での上記の経験が教訓として利用されたことは言わずもがなである。

国有地・国有林と民有地・民有林とを区別して租税と土地整理を行うことは、日本本土においても大きな混乱と抵抗とを生み出したが、沖縄においてはさらに深刻な問題であった。沖縄では、琉球王国時代から農地を私的に所有するという観念に乏しく、土地制度にかんしても農業の基礎として「地割制度」の慣例が存続していたし、山林においても同様に間切共有の「杣山」がほとんどを占めていたからである。

「地割制度」とは、伊佐眞一氏によれば「地人と呼ばれる村の主要構成員が相互に一定の年限を

もって耕地の割替えを行うもので、土地はあくまで村の共有地であり、基本的には個人の土地所有を認めない制度であった。そのことが、地租を担う単位が個人でなく、村が納税主体になるという租税体系に連結していた。⁽⁴⁰⁾つまり、近代以前の沖縄には個人を所有の担い手または単位とするような「近代的」な土地所有が存在せず、現在の市町村に相当し沖縄独自の行政区画である「間切」を単位とする共同体的な土地所有が一般的であった。そこには、課税や労役を課す夫役などの面で「間切」によって慣例が異なっていたり、例えば役人に免税の特権があることなどに代表されるような不公平があったとはいえ、「間切」のなかで相互扶助を基本とする共同体的な生活があった。これは「近代的」な土地所有と私的所有を基礎とする税制とには馴染みにくいものであった。これを「前近代的」な要素だとすれば、「琉球処分」後の明治政府のさまざまな「近代化」は、この共同体的な所有と生活とを「前近代的」なものとして切り捨て排除するという方向で進んだのである。

「杣山」と呼ばれた山林においても事情は同じであった。「杣山」は、名目上は王府所有の山林と言えないこともないが、王府の監督のもとに置かれながら、実質的には単一または複数の「間切」の共同所有であり、「間切」の農民たちの手で管理・保護・植林されて、杣山と村民との一体の関係が長く続いてきた。「間切」の農民たちは自分たちの山林を貸しに出すこともできた。彼らは、「杣山」から王府にとって必要な貴重な木材を自分たちの身銭を切って育成・提供し、自分たちの家屋等建設用の雑木を切り出し、樹木の枝払いを行い、下草を刈り取って堆肥とし、雑木・倒木を炭や薪として用い、山林に生育する植物やキノコを食料として利用してきた。彼らにとって「杣山」は文字通り彼らに生活の糧を提供する不可欠のものであり、特に飢饉のときに彼らを救ったのは実に「杣山」であった。沖縄では、農民の生活のこうした伝統と慣行を破り、農民から彼らの生活の糧でもあった「杣山」を奪い取って、彼らの無知に付け込み、また彼らに欺瞞と利益誘導などを行って、きわめて短期間に、つまり農民に詳しい情報と意図を伝えることなく、しかも彼らが抵抗する時間的余裕を与えずに、強権的に「杣山」の多くを官有地・官林に変更するという政策が実行されたのである。この乱暴な政策の完了を示すのが、上記の「沖縄県土地整理法」であり、1906(明治39)年の「沖縄杣山特別処分規則」の公布であった。

もちろん山林の官有化はそれだけで済むような事業ではなかった。特に沖縄では、山林の官有化は、その後の官有山林の民間への払い下げ、これによる山林の私有化、そしてこの私有地の転売、つまり土地ころがしによる儲けという目論見と強く連動していた。こうした一連の流れを呼び込む呼び水となり出発点となったのが「杣山」の開墾である。したがって沖縄では、地租が確定するまでの過程がきわめて短期間のうちに、「杣山」の開墾→「杣山」の官有化→官有化された「杣山」の民間払い下げ→「杣山」の私有化、という一連の流れとして進んだのである。

第2章 「杣山」開墾問題と謝花昇

(1) 「杣山」開墾問題の発端

先に述べたように、謝花昇は1891(明治24)年7月帝国大学農科大学農学科第一部を卒業し、同年9月に沖縄県高等官・技師として沖縄県庁に勤務した。ところが翌年7月に薩摩出身の奈良原繁(1834-1918)が沖縄県知事として赴任する。

奈良原は、武芸に優れ、槍術の達人であったという。藩主島津久光の命で寺田屋事件の鎮撫役として剣をふるい、江戸から京都へ向かう途中の島津久光の行列の中に入り込んだ騎乗のイギリス人4人を殺傷した生麦事件のさいにも初太刀をふるったと言われる⁽⁴¹⁾。島津久光に忠実であり公武合体論者であったため、薩摩閥の本流からは外れていたが、大久保利通とは親しく、明治維新後は鹿児島県に沖縄特使として出仕し、内務権大書記官や農務省権大書記官を務めた後、静岡県令、日本鉄道社長を歴任し、1890(明治23)年には貴族院勅選議員にも任じられた。その後、前沖縄県知事丸岡莞爾の推薦で第八代沖縄県知事として赴任する。同じ薩摩出身であり当時内閣総理大臣であった松方正義の口利きがあったと言われる⁽⁴²⁾。奈良原はこれまで事なかれ主義で統治してきた県知事とは異なって、「近代化」が遅れた沖縄の改革、特に「杣山」開墾、税制改革、土地整理事業に大ナタをふるった。すでにふれたように、薩摩武士の出身者として沖縄に対しては植民地的姿勢で臨み、例えば警察官の募集を沖縄ではなくて鹿児島で行ったことに示されるように、警察権力を鹿児島出身者で固め、県庁人事でも鹿児島出身者を優遇して沖縄出身者を冷遇し、およそ16年にわたって沖縄に君臨した。奈良原は、琉球王国最後の王尚泰が薩摩に相当額の負債を抱えていたのを帳消しにするなどして尚家を初めとする旧支配勢力を味方にし、本土の政財界とも癒着しながら、

彼らの利害に合致するものに対しては「旧慣温存」で臨み、そうでないもの、自らに従わない者に対しては強権をもってこれを排除するという統治方針で沖縄を支配した。琉球王国時代以来の森林の保護育成政策は彼の眼中になく、八重山諸島の人頭税に象徴される沖縄農民の塗炭の苦しみを改善することに対しても極めて消極的であった。沖縄民衆に対して苛烈な強権政治を行ったにもかかわらず、奈良原は県知事在任中の1896(明治29)年に男爵の爵位を授与され、県知事退任後の1907(明治40)年には再び貴族院勅選議員に任命された。

ところで、沖縄県庁入りした謝花は、その年の12月に内務部第二課に勤務し、「農工商および土木」と「官有地および土地収用に関する事項」を担当する。奈良原知事着任の翌年には沖縄県土地調査委員に任命される。この頃、奈良原知事の



写真2. 現八重瀬町東風平運動公園にある謝花昇の銅像

もとで「杣山」の大規模開墾計画が立案され、謝花は「杣山」開墾の事務取扱主任として「杣山」開墾問題に取り組むことになる。私の理解では、この開墾事業に関して奈良原知事と謝花の間には当初から対立が潜在的に存在していたが、しばらくの間はこの対立が表面化することはなかった。しかしやがて、謝花は奈良原の本心に気づき、「杣山」開墾に引き続く「杣山処分」の問題にいたってその対立と確執は決定的なものとなる。両者の対立と確執がいったいどこにあったのか。この問題に接近する際に手掛かりとなるのは、「杣山」開墾に先立って謝花が執筆した「沖縄県の開墾趣意書」、開墾許可のさいに付された「命令書」、そして「国頭地方本部間切杣山の景況」と題された報告書のみである。以下にこれらの文書の内容をやや詳しく検討しよう。

(2) 謝花の「開墾趣意書」に示された「杣山」開墾の目的と趣旨

謝花のこの「開墾趣意書」はその一部だけが大里康永『義人謝花昇』に引用されて今日に伝えられている。これは短いものであるが、この中には開墾の意義と目的とが集約的に述べられており、注目すべき点が多い。

その第一点は、沖縄の人口増と日本本土と比較した場合の人口比対耕地面積の少なさである。彼はこう書いている。「本県の人口と耕地面積とを比較すれば一人に付六畝強なり是を以て之を見れば四十餘萬人の人民は何を以て舊來饑渴の苦しみを免れ居るか、實に怪まざるを得ざる處なり」⁽⁴³⁾。かつて琉球王国時代の蔡温は、琉球の耕地面積からして養える人口は当時のおよそ2倍の30万人くらいだと推察していたが、今や沖縄の人口は40万人を超えている。一人当たりの耕地面積は六畝強ときわめて少なく、かつて何度も直面した飢饉という事態に陥った時、これではどうい対処することができない。しかし謝花は、当時の沖縄の人口増と耕地面積の少なさをたんに数字として指摘するだけではない。そこには、沖縄人民が歴史的に飢饉と渇水に苦しめられてきたこと、今後も飢餓と渇水が生じる可能性があることが含まれ、さらに人口増と耕地面積の少なさという劣悪な諸条件下で飢饉と渇水が生じた時の人民の苦しみをどう回避すべきかという強い課題意識が見られる。

第二点は貧窮士族の救済である。すでに述べたように、「琉球処分」後の無禄士族の経済状況は悲惨であった。謝花もこう記述している。「殊に首里無禄士族の如きは廢藩置縣の際より農たらんとして土地なく、商たらんとして資本なく、その子弟たるもの漸く農家の子守奉公に備はれ一ヶ月二十銭又は二十五銭の給金を貰ひ糊口を凌ぎ居るものなりと、實に憐まざるべけんや」⁽⁴⁴⁾。貧窮士族の中にはやむなく開墾に従事する者もすでに出始めたこともあり、謝花は「杣山」開墾によって貧窮士族を救済しようと純粹に考えていた。以上に述べた第一点と第二点とを総合すれば、謝花が開墾許可の対象として考えていたのは、農民と貧窮士族との二つの階層であったことが分かる。

第三点は土地開墾による産業の振興である。開墾とは沖縄特産のサトウキビの畑を切り開くということであり、開墾によって農民と貧窮士族を救済するということは沖縄の製糖産業をさらに

振興することと連動していた。これはすぐ後に検討する「命令書」の冒頭に掲げられた条項によってよりいっそう明瞭になる。

第四点は森林環境への配慮である。「趣意書」にはこう書かれている。「然るに本縣に於ては舊山林にして杣山と稱する一種の荒蕪地北谷、讀谷山を初めその他の各間切にも大凡何萬坪の広大な土地ありてみな農作物に適するの地なり、名は杣山と稱するも其の實は數十年來荒蕪に付し去つて敢て問はざるもの如し。」⁽⁴⁵⁾ ここでいう荒蕪地とは雑草が茂るがままになっている荒地のことを指す。したがって、いかに農民と貧窮士族の救済とはいえ、土地開墾が無制限に行われなくてはならず、荒蕪地に限定して開墾されるべきことがここに明言されている。

第五点は「杣山」の農民に対する配慮である。「故に昨年來屢々實地を視察し山林の保護村民の苦情等に差支無之分は成るべく開墾致させ度見込に有之」とある個所で、一般の人民と士族の困窮を救うには開墾地がまだまだ不足なので、土地開墾をなるべく広げたいが、それでも開墾は各「間切」で差し支えなく苦情が出ない範囲に限ることが明言されている。

第六点は、この「開墾趣意書」が開墾許可を行うにあたって謝花自身が付した「命令書」とセットとなっていることである。「最も舊藩士初め士族人民とも志願の者陸續之あるに付、左の命令書を發し應分の地所貸與致度」⁽⁴⁶⁾ という文章がこれを明確に示している。したがって、「杣山」の開墾許可にあたってはかなり厳しい諸条件が付けられていたことが分かる。

(3) 土地開墾にかんする「命令書」

この「命令書」は、1893(明治26)年12月に、中川虎之助ほか9名が沖縄県八重山の石垣島の1,500町歩の土地開墾を要求してきた件について、開墾事務取扱主任である謝花昇が起草し奈良原県知事名で交付されたものである。よく注意しなければならないのは、この「命令書」はよく練り上げられたものであるうえに、農学と林学の見地から見て相当に厳しい諸条件が提起されていることである。これらの主要な点は以下の通りであった⁽⁴⁷⁾。

第一に、これは第一条に「土地開墾ノ目的ハ専ラ製糖ノ為メ蔗作ヲナスニアルモノトス」と規定され、土地開墾の目的を甘蔗、つまりサトウキビの栽培に限定している。サトウキビから精製される砂糖は当時は沖縄・奄美諸島の特産品であり、これらの地方の産業振興の目玉であった。謝花の狙いが土地の開墾と製糖産業の推進との結合による農民と貧困士族との救済、そして産業振興とにあったことがよくわかる。

第二に、「起業人ハ免許ノ日ヨリ起算シ、向フ七ケ年内ニ全部開墾ヲ成就スヘシ」とあるように、開墾許可の日から7年以内に開墾の作業を終わらせることが義務付けられていた。

第三に、上記の期限内に開墾に成功しない部分があれば、その部分の免許を解除し、土地を引き揚げなければならないとし、もしも天災などのために期限内に開墾ができないのであれば、申請・出願すれば延期することもありうるとする。

第四に、たとえ開墾が成功しても相当の理由なくこれを荒蕪地にするようなことがあれば、土

地を引き揚げて返還しなければならない。

第五に、「開墾免許地内ノ樹木ハ、起業人ニ於テ伐採ヲ必要トスルノ都度、其私下ヲ願出許可ヲ受クヘシ」とされ、開墾地の樹木を許可なく伐採することを禁じている。これはこの「命令書」の起草者が、樹木の濫伐が河川と国土を荒廃させ、村民の生活を脅かす根源であることを知悉していたのを証拠立てている。

第六に、「起業人ハ官許ヲ受クルニ非レハ開墾ノ目的ヲ変スルコトヲ得ズ、又免許権ヲ担保貸付ニ供シ又ハ他ニ移スコトヲ得ス」とあるように、県庁の許可がなければサトウキビ栽培という開墾目的は変えることができない。これも、開墾作業の終了を7年以内に限ったこと並んで、いわゆる「土地転がし」を防ぐための方策である。

第七に、「本免許ノ有効期限ハ免許ノ日ヨリ起算シ向三十年トス、期限満了ノ後ニハ直ニ土地ヲ引揚クルコトヲ得」と規定されている。これもきわめて重要な箇所である。ここから謝花は、琉球王国が維持してきた慣例を踏まえながら、杣山は基本的に名目上は王府の所有ではあっても実質的には村民が維持管理してきた共有財産であって、これを私的に所有することがあってはならないと考えていたことが読み取れる。謝花によれば、荒蕪地の開墾者に土地は無償で貸与されるのであって、土地の開墾の後30年間の期限終了後には返還されなければならないものだった。このことを確認しておくことは決定的に重要なポイントである。この点に、謝花と開墾を名目とし既成事実として開墾地の私有化を画策した奈良原県知事側の思惑との間の決定的な違いがあった。そしてここに謝花が開墾事務取扱主任から解任される伏線があったのである。

奈良原県知事側は、開墾事務取扱主任である謝花が作成したこうした「命令書」にしばらくは従わざるを得ず、1896(明治29)年6月に、鳥海清左衛門、後藤象二郎、大江卓、洪沢栄一初め九名が石垣島の「原野拝借御許可願」に対しても、その許可にさいしてはこの「命令書」が条件とされた。つまり、謝花が作成した土地開墾の規制条件が石垣島等の八重山諸島にも適用されたのである。ここで、この「御許可願」の申請人に名を連ねているのが八重山糖業株式会社創設者である鳥海清左衛門はもちろんのこと、「土佐の三伯」の一人後藤象二郎、後藤を義父とする政治家・実業家大江卓、そして大実業家洪沢栄一らも加わっていることに注意されたい。日本本土の実業家・資本家たちがこの時期早くも沖縄八重山諸島の山林にまでその触手を伸ばしてきていたからである。なお、田里修氏の考証によれば、八重山では独自の管理運営がなされていたので、謝花は直接この開墾には関わっていないとのことである⁽⁴⁸⁾。またこの「命令書」は、明くる1897(明治30)年5月に首里の真栄平房樞ら10名が沖縄本島の本部間切具志堅村の2万坪の「杣山」開墾が許可されたさいにも、開墾の条件として与えられている。つまり、謝花が奈良原知事によって開墾事務取扱主任を解任された後も、この「命令書」はそれなりに効力をもち、一定の間ではあるが、「杣山」の濫伐や私物化を規制することに貢献したのである。

こうした「命令書」とこれを作成した謝花昇の考え方の中には、すでに奈良原知事側とは決して相容れることのない対立が内包されていた。謝花が純粹に農民・貧窮士族の救済と製糖産業策

の振興という目的から土地の開墾を考えていたのに対し、奈良原知事およびこれとつるんだ有力旧士族には、すぐ後に明らかになるように、別の動機があったからである。やがて彼らはこの「命令書」が足かせと感じられるようになり、何とかしてこの足かせを取り去りたいと思うようになる。彼らには国土の保全と農民の生活は二の次、三の次で、自らの私的利益の追求こそが土地開墾の許可を得る目的だったのである。

ところで1895(明治32)年2月16日の『琉球新報』に「杣山開墾者に注意す」の記事が掲載された。これによれば、先の「命令書」には開墾の期限が規定されているからまだ開墾していない者は直ちに開墾するか開墾延期を出願しなければ、開墾許可取り消しになるか開墾許可地を取り上げられる恐れがあるので注意するように、とある⁽⁴⁹⁾。また、「沖縄県土地整理法」成立目前の同年3月4日の「開墾地の期限に就ての協議」という記事には、開墾許可を得た人々が天界寺で会合を開き、「従来開墾地の有期年を廃して無期限に改むるに衆議一決」したことが報じられた⁽⁵⁰⁾。開墾の年限を撤廃してこれを無期限にするということは、開墾地を私有化することにほかならないであろう。

さらに、旧王族の尚順が書いたと言われる1897(明治35)年1月27日の「琉球新報」に寄せた「杣山と開墾地」と題する論説にその本音が明確に示されている。「一言にして尽せば三十年の期限を撤して無期限となし全く開墾□(この箇所は判読不明と思われる一筆者)の私有に移し売買譲渡を自由にせしむるにあり斯の如くすれば山野に適する所は山野となし杣山に適する所は杣山を仕立て一手にて広過ぎる所は十人二十人にも分割し従って土地相応の利益を収穫することを得るに至るべし三千町歩の荒蕪地にして寸地も無用に付せずそれぞれ相応の収益あらしめは開墾許可当初の精神に対して毫も遺憾なかるべし彼の究屈なる命令書の如きは抑も実利において何の関はる所あらんや」⁽⁵¹⁾。この論説は、国頭地方の「杣山」を除いてはもはや「杣山」というほどの山林がなくなっていることに象徴される森林の荒廃を嘆きながら、これに対する対策を提言するのではなくて、7-8年前に土地の開墾が許可されながら満足に開墾された所が30分の1にも足りないとし、その打開策として謝花が設定した30年期限を撤廃してこれをすべて「私有に移し売買譲渡を自由にせしむる」ことを要求し、謝花が作成した「命令書」が実利から見て無用だと主張している。謝花が「開墾趣意」と「命令書」の基本に設定した、国土保全と環境への配慮、農民と貧困士族の救済、荒蕪地開墾による製糖業の振興、そして村民の共同所有としての「杣山」の位置づけなどの基本精神がまったく投げ捨てられていて、後に残るのは土地の私有化、そしてこの私有化された土地を売買譲渡して大きな利益をあげることだった。これは、裏を返せば、謝花がこうした土地の私有化と売買譲渡の自由化をすでに予期し、これに歯止めをかけようとしたことを意味する。謝花は、日本本土ですでに進行していた「入会地」の強権的な国有林化の実態とこれに対する農民たちの抵抗にかんして情報を集めていた可能性がある。ここに謝花の先見の明があったといえよう。

(4) 国頭地方の巡視とその「報告書」

謝花は1894(明治27)年1月11日に国頭地方の「杣山」巡視を命じられた。その報告が「国頭地方本部間切杣山の景況」である。これも大里康永によって初めて活字化された。

この「報告書」によれば、謝花は13日に名護「間切」西方の「杣山」巡視に出かけ、14日に本部間切に入っている。そこで彼が目にしたものは、樹木の甚だしい濫伐であり、開墾が許された場所でもところどころで乱伐が行われているという憂うべき事態であった。事態を重く見た謝花が当時山林を管理していた総山当や山当に開墾の許可とその期限とを尋ねると、請願と許可なしに開墾を行っている者がいるとの返答であった。そこで、山林取締内法に基づいて彼らに処分を行ったかどうかを聞くと、処分していない者があるとの答えであったので、なぜ早く処分しないのかとさらに問い詰めると、そこが開墾されていることは今日初めて知ったという。そこは4-5千坪もある土地なので、今日初めて知ったとは信じがたく、山林を管理するこれら役人が無許可開墾者と結託しているのではないかと戯れに問いかけると、みな無言であった。

いよいよ疑いを強くした謝花は、「杣山」が荒れている原因を直接人民から聞こうとして、人民総代を番所に呼び出してこう説得した。「杣山は名は官林なれども其の實収益は貴君らの手に落ち入るはみな知る通りなり旧藩の頃に於て御用木等の名義を以て官庁に納めし事もありし、然るに今日に於ては如斯となり全く貴間切所有の如くなり居るを知るべし。然るに此一両日巡回して見るに甚だしく荒れ居るが或は山林は不用のものと考へしか、若し然れば其は甚だ心得違なり樹木の生長は遅きものにして、今必要が出来たからとて早速作るゝものにあらず。今の如く荒せば早晚薪炭、家作材等も他處より買入ざるべからず、斯なるときは非常な困難を來すものなり。又山林が荒れば田畑にも害を及ぼし又この渡久地港の如きも早く埋り船を泊する事の出来ざる様になるが、貴君等もよく考へ子孫の困難せざる様、山の取締充分に行ふべし」⁽⁵²⁾と。この謝花の言葉はきわめて重要である。それは、簡潔にして要を得ているだけでなく、「杣山」の歴史的由来と現状、山林の維持保全が人民の生活に直結していること、山林の生態学的重要性、山林・樹木と川・港の生態学的つながり、そして自然生態系を維持保全することの環境倫理的な「世代間倫理」までをも適確に述べていて、きわめて秀逸である。このことは特に力説しておきたい。謝花の「杣山」論や社会運動を評価するにあたって、従来こうした生態学的・環境論的視点は考慮されることが少なかったように思われるからである。

まず謝花は、「杣山」が名目上は元琉球王国の官林でありながらその実際の利益が「間切」の農民の収入となることで「入会地」としての役割を果たしてきたことを指摘する。そして、明治維新と廃藩置県を経て琉球王国が消滅し、総山当を頂点とする「杣山」の管理監督もまたうやむやになってしまっているという状況変化のもとで、「杣山」が「間切」の所有のように見なされ、その結果として樹木の濫伐が生じていることを見抜いている。「杣山」と王府および「間切」との関係は、本論文で後に見るように、きわめて微妙な問題を含んでいる。だが、謝花は「杣山」を「間切」の所有と見なすこと自体が悪いというのではない。むしろ、この機会に「杣山」が正規に「間

切」の所有として認知されるとともに、その「間切」が責任をもって山林の保護管理と植林をしつかりと行い、自然生態系を保全し、そのうえで山林から生ずる余剰生産物を薪や木炭、建築材料などに利用することで村民の生活に代々役だてるという道筋を示している。

ところが、本部「間切」のある者は、謝花に対し、こう述べた。1890(明治23)年に県が「杣山」の一部を織工場に授与したので、「杣山」を規則にもとづいてどのように取り締まりしたとしても、どうせ県によって取り上げられてしまうなら、その前に樹木を伐採してしまうほうが得だと勘違いしてしまったが、今注意があったので、これからは取り締まりを十分に行うようにする、と。これに対して謝花はこう答えている。以前のことにかんしては説明はできないが、今後はこれと同様のことがあれば、人民に説明を行ったうえで処置がなされ、説明なしに杣山を取り上げるようなことは決してないから、考え違いをすることなく、「充分山林を愛し樹木の植付けを成すべし」と。そしてこうも付け加えている。これからは山林の取り締まりなどを行っても差し支えのないところから、しかも貧窮士族のための産業振興として開墾許可がなされるのでそのつもりでいてほしい、また「間切」の人々にも適切な場所から開墾が許可されるのでその心づもりをしてもらいたい、と。

「充分山林を愛し」という謝花の言葉には、山林をたんに管理や伐採の対象、まして林学的な対象として見るのではなくて、山林に対して心から愛着をもち、山林を自分自身の分身として見守り、また世話をしてほしいという彼の真情が発露している。これはまさしく環境思想にとって大きな意味のある言葉であるように思われる。また、謝花の上記のような開墾の趣旨と「間切」の人々にたいするいわば約束が十分に果たされなかったことは、後に謝花が県庁を辞職するという決断の理由のひとつにつながっていくであろう。

謝花はその後今帰仁の「杣山」をも巡回するが、そこでは本部の人民が山林法を盾に、生木を山林から持ち去ろうとした者を捕らえたとか、警部長の巡回の折に「間切」総代人が訪ねたところ、開墾は人民の承諾がなければ許されないと彼が返答したとか、18カ村のうち5カ村が今回開墾の出願を行ったが13カ村は出願しないばかりかすでに開墾の許可がおりているのにこれを拒否するなどの風評が出ていることを耳にする。そこで謝花は村の代表者を伊豆味に集めてさらに説得を試みた。彼は、「杣山」開墾を許可するにあたっては、村民にその趣旨を説明し、これをよく知ってもらったうえで、つまり村民の承諾がある程度得たうえで処置すると述べて、農民たちを安心させようとした。彼は、県知事から開墾許可があったにもかかわらず農民が開墾を拒否するという理由にはふたつあると見た。そのひとつは、山林が少ないのでこれ以上伐採はできないこと、もうひとつは山林が荒れ果てているのでここを開墾すると薪や家を建築するさいの材料が次第に取れなくなるという心配があることである。これに対して謝花は、「間切」の大きさを考慮すれば山林が少ないとは言えないし、山林を荒廃させたのは農民の心得違いによるもので十分に山林を保護管理し植林を行えば薪・家作材に困ることはなくなるはずであり、今回開墾を許可する場所は家作材等がなく山林取り締まりにも差支えがないところなので、村民が掲げている上記

のような理由では開墾の拒否はできないから、よく考えてみるように、と返答している。

ところが、そのほかにもさまざまな苦情が続出した。1886(明治18)年に100坪の開墾を許可されたのにこれをいつのまにか千坪に増やしたり、千坪を1-2万坪に増やしたりするので、山林が荒れるのだと言う者がいれば、今回の開墾は貧窮士族に対して許可されるというが、出願のため下見に来るものは俸給を受けている者か、そうでない場合は金持ちだと言う者、本部寄留士族(開墾のために外部からやってきて本部の開墾地に居留している旧士族)に盗伐者や無願開墾者が多く、彼らは他所から来て無許可で山中に居住して既成事実を作っているのだから、山林の取り締まりを行うことが困難だと言う者もいた。これに対して謝花は、官側から坪数を限定して許可されているので、これを超えて勝手に開墾坪数を増加しているのは村民の罪であり、開墾の下見に来るものは確かに金持ちであるかもしれないが、県庁へ出願がなければならぬし、彼らに必ず許可が下りるというのでもなく、県知事は貧窮士族に限って許可するはずだから、その心づもりでいてほしいと答え、またこの度の開墾は規則を作って山林取り締まり上差し支えないところから許可するので、心配は無用だと繰り返している。この「規則」とは、伊佐眞一氏が推測するように、「命令書」を指しているであろう。そして最後に、彼は業を煮やしたようにこう述べている。「貴君らが云ふ理由にては開墾を拒むことは到底六つかしい。仮令知事公に嘆願しても仕方ないから左様心得べし。若し嘆願書を出すなら知事公宛に出すが宜しと云ふて帰したり」⁽⁵³⁾。

謝花は、こうした視察結果にもとづき、本部「間切」の人民が開墾を拒む理由を推察して、次の三点にまとめている。

- ①本部の「間切」の寄留士族5200人余りのうち、山林を荒らす者が少なくない。
- ②「間切」の役人と人民との間に円満な関係がない。
- ③明治18年に許可された開墾地は「間切」の総代から出願申請があったようだが、人民はこれを知らない。開墾地は村々へは渡さず、「間切」から直ちに耕作させている。

また、「間切」の役人と村山当らが「杣山」内の法規違反者を処分したさいに、きわめて疑問な点が見られるが、それらは以下の四点である。

- ①千坪の開墾許可を得た者が1万坪を超える土地にまで開墾を広げたとしても、処分は千坪に対して行われ、たとえ処分をされても1坪2銭の安い罰金なので、処分に懲りずに無願開墾を企てるようである。
- ②処分が行われる場合でも、罰金を払わないのをそのままに放任している。
- ③無願開墾者と「杣山」を管理するはずの山当あるいは村との区別が曖昧になっているようである。無願開墾者の中には、村や山当から山林を金で買い受けたりした者がいる。
- ④寄留士族が樹木を乱伐したり無願開墾をしても、身分差別という王国時代からの慣例があって、人民が士族の行為を咎めだてをするのは簡単なことではない。

謝花は以上のように報告した後、「以上の有様なるを以て今後山林の取締をなし樹木の生育を計らんとするには十分取調べの上厳重の処分を執行するにあらざれば到底能はざるべし」⁽⁵⁴⁾と述

べて、この報告書を結んでいる。

以上のように記された報告書を読む限り、謝花は土地開墾の事業が必ずしも貧窮士族の救済という当初の思惑通りには進んでいないという状況を思い知らされたようである。寄留士族を中心に開墾地が許可された範囲を超えて無断で拡張されたり、濫伐・盗伐が行われたり、これに対して適切な処分が行われていないという問題のほか、富裕者が開墾の請願を行っているという想定外の問題があった。また、「杣山」の村民がこれらを実見しただけでなく、土地開墾による山林の荒廃と生活への支障を危惧して開墾そのものに反対する者がいることも謝花の心を痛めたであろう。そして、今回の土地開墾は村民に差し支えない荒蕪地に限定しているから心配しないようにと述べたことや、開墾出願のさいには知事がこれらの問題をうまく処理してくれるだろうとの期待を村民たちにもたせたことも、村民たちとの間で交わした一種の約束のようなものであった。しかし、県知事が農民たちの期待を斟酌しこれに応えることはなかった。こうしたことはやがて開墾問題にかんする謝花の当初の立場を変更することを迫ったであろう。

この報告書を提出したおよそ4カ月後の5月7日、謝花が知事あてに請願書を出すようにと述べたとおりに、本部「間切」の農民を代表して大城盛三郎行以下4名が「杣山開墾不許可被成度義に付歎願」を奈良原知事宛に提出し、「杣山」開墾を許可しないように求めた。その嘆願の内容は農民たちにとってはきわめて深刻で悲痛な叫びであった。彼らはこう述べている。当「間切」では「杣山」の面積が狭く、住民の日常用の樹木は常に不足していて山林を増やすべき土地がないに、近年は船材や家材などはしばしばほかの「間切」から購入しており、また製糖に必要な薪木や樽木も年々欠乏している有様である。今後「杣山」をいっそう保護栽培しなければ、われわれの生計にも特産の製糖の製造にも支障が出かねない。然るに、那覇士族の開墾許可が続出することになれば、土地と樹木の不足は増すばかりで、いずれ人民は苦難きわまる状態となろう。われわれ農民が憂慮するのは「開墾をなすには耕作人家屋畜類等引移し一部落をなすに就いては自然日常の薪木其他の需要みな隣地に伐採し終に開墾地の参割乃至五割位は隣地の山敷を憔悴ならしむる」ことであり、これはこれまでの開墾の事実にも照らしてみれば明瞭なことであった。それにもかかわらず、土地が次々と開墾されれば、「杣山」全体が開拓地と化して、農民の日常用の木材も製糖用の木材も失われることになる。そうなると、「開墾の為水源自ら涸旱し大に重要物産の大害を来し…農事の拡張を謀りて却て農事の大要を破る」ことになる。その結果は「間切人民衣食薪材尽き目的を失ひ将来の活路の進退なかるべし。」⁽⁵⁵⁾ 農民たちのこうした憂慮は決して過剰なものではなかった。そのことは、数次にわたる大規模開墾の後に沖縄に到来した「ソテツ地獄」のさいに実証されたからである。

われわれは「杣山」開墾の問題を決して沖縄だけの問題として見てはならない。すでに述べたように、日本本土では明治維新以来廃藩置県および地租改正と関係して山林をできる限り官有化する動きが進んでおり、これとからんで国有林の払い下げ、「入会」と「入会権」などをめぐる紛争が発生していた。これらの紛争を抑圧する形で我が国の山林の強権的な国有化が進行してい

た。明治政府の高官と財閥・資本家が土地整理事業の遅れた沖縄の情勢を見て取り、沖縄の山林に目をつけ始め、その利権あさりの思惑が沖縄に迫ってきていたのである。

謝花が国頭地方の「杣山」巡視から帰った後の1894(明治27)年5月26日に、帝国議会の衆議院本会議で、長野県の木内信議員が前年に許可された石垣島の開墾について重大な疑義があるとして政府と内務大臣を追及した。この開墾は、八重山開墾組合の中川虎之助、貴族院議員の小室信夫、内務官僚の松岡康毅、東京の砂糖商人である鳥海清左衛門、殿木善兵衛、中川民七の三名、貴族院議長蜂須賀侯爵の家令の藤本文策、中川虎之助の代理人の中村旭、そして奈良原知事の甥の久保吉之進が連名で、2500町歩の借地願を奈良原知事あてに願い出たものである。この顔ぶれをよく注視しなくてはならない。八重山の開墾に、本州の砂糖商人と政府高官と奈良原の親族とが癒着しながら群がっている状況がよくわかるからである⁽⁵⁶⁾。

木内信議員は二度にわたって概略こう追及した。「政府ニ縁故ノ近イ人ガ寄集マッテ、自カラ利益ヲ得ルヲ以テ沖縄県民ヲ苦メル」のは「官紀ヲ紊乱シ国家ノ経済上ニ紊乱ヲ来ス」ものであり⁽⁵⁷⁾、とりわけ内務省の次官である松岡康毅がこの願い出に名を連ねていることが問題である、と。そして彼らが、謝花の「命令書」の規定に反して、開墾地を開墾せずに第三者に貸与していることをも問題視した。だが政府の答弁はきわめて曖昧なものであった。木内がこの件にかんして詳細で正確な情報を持っていたことにかんして、伊佐真一氏は木内には謝花の東京時代の師中村弥六との関係があり、そしてこれを通じて謝花とも間接的な関係があったのではないかと推測している。つまり謝花が持っていた情報が、彼の師であり謝花が生涯にわたって連絡を取り合っていた中村弥六を通じて、何らかのかたちで木内に伝えられた可能性がある⁽⁵⁸⁾。これは奈良原知事側にとっては痛撃であったに違いない。彼にしてみれば、政財界との癒着と親族を利用しての私物化がこれ以上問題にされることは何としても回避しなければならず、この意味でも謝花の存在はこのうえない障害物だったのである。

そして7月10日、農民たちの嘆願、さらに上記の動向とどう関わるのかは判然としないが、謝花は首里士族28組200人余りが提出した名護・本部・今帰仁の「杣山」開墾願いに対して答えた文書「首里士族の杣山開墾願出に対する回答」においてこれを不許可にした。その理由は「右出願の箇所は樹木繁茂し、又は他の出願地と重複致候」⁽⁵⁹⁾ 故にである。謝花は、おそらくは農民たちの動きを受け止めて、彼が起草した「命令書」の基本趣旨を厳格に貫徹しようとしたようである。謝花のこのようなやり方が、もともと杣山の国土保全や杣山農民の生活を考慮することきわめて薄く、私的利益を求めることのみ強い奈良原知事側との間の溝をよりいっそう深くしたに相違ない。

(5) 謝花の開墾事務取扱主任の解任をめぐって

謝花は1894(明治27)年9月頃、つまり上記の「回答書」を出したわずか約2カ月後に、奈良原知事によって開墾事務取扱主任を解任された。この解任の理由については、謝花昇研究者の間で

今なおさまざまな議論を呼んでいるが、本論がこれまで述べてきたように、謝花の「開墾趣意書」と「命令書」に通底する、開墾地を荒蕪地とし開墾者を「間切」の農民と貧窮士族に限定しようとする謝花の姿勢、そして上記の「回答書」に象徴される、樹木が繁茂する土地を開墾の対象とはせず、場所を重複して開墾することも認めないという謝花の厳しい姿勢は、奈良原知事側の思惑、すなわち「琉球処分」によって華族に列せられた旧王族を中心とする封建諸勢力を温存・利用しつつ私腹を肥やそうとするような勢力とは相容れず、またこれと妥協することをも許さないものであった。そして、今や沖縄に迫り来ようとしている政府高官と本州資本の土地をめぐる利権漁りを身近に感じつつ、謝花はこれまでよりもいっそう農民たちを守る側に軸足を移したのであろう。これらのことが謝花の開墾事務取扱主任の解任に繋がっていると思われる。この問題はすぐ後で項を改めて論じたい。

謝花の後任の開墾事務取扱主任となったのは、黒川作助という奈良原腹心の人物であった⁽⁶⁰⁾。黒川は鹿児島出身で、1885(明治18)年に十等属の沖縄県役人となっている。黒川の業績としてわれわれが確認できるのは、彼が本論ですでに言及した蔡温の『林政八書』の編集に関わっていて、上記の同じ年の12月にこの書が刊行されたことであり、この書の序文に編集者としてその名が掲げられている⁽⁶¹⁾。「属」という官職名は、明治時代の官制では、判任文官のひとつであって、書記と同様のノンキャリア官吏を意味する。池田雅則氏によれば「官制において『属』の職務は『上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス』(明治26年勅令第162号「地方官制」)と定められており、高等官たる上司の命令に忠実に従い、制度の実施にあたる存在である。」⁽⁶²⁾つまり、黒川は高等官として沖縄県庁で五指に入る役人であった謝花昇を上司とし、その職務は上司の政策を忠実に実行し、その過程で生じた運用上の問題を適確に把握して上司に「伺い」を立てて判断を仰ぐことであった。黒川の十等属は、その属の下位に位置する官職であって、たとえ彼が謝花解任の時期までにかなりの昇進を遂げていたにしても、内務省派遣のキャリア官吏である高等官謝花とは比べるべくもないノンキャリア官吏の一人にすぎなかったことは明らかである。したがって、謝花が自分の部下であるこのような下位の役人にすげ替えられたこと自体、謝花解任がいかに異様な更迭人事であったかがわかるであろう。

黒川は、新しい開墾事務取扱主任として着任した後、ただちに国頭地方を視察し、知事あてに「伺書」を提出した。大里の謝花伝はこれを史料として収録しているが、この史料は確かなものようである。これと謝花の上記のいくつかの文書に通底する精神とを対比すれば、その矛盾対立の所在は明らかとなる。黒川の「伺書」にはこうある。第一項に、同じ場所に複数の出願者がある時は「先頭者に許可の積取調のこと」とし、第二項に、開墾を許可するのは「目下林相を成さざる場所」であるとともに「将来杣山保護上不都合なしと認むるところ」であり、第三項、今帰仁山と本部山は「立木の多少に拘はらず相当村民の苦情を鳴さざる場所」もしくは今「林相」をなしておらず土地も平坦で藍作などに適すると認められる場所は「多少の苦情を省みず」に開墾を許可する⁽⁶³⁾、と。

謝花と黒川の開墾方針の重大な相違は以下の点にある。

第一に、謝花の「開墾趣意書」には開墾の目的が「士族の救助」と明記されているのに対して、黒川の「伺書」ではこれがなく、開墾願い出を受け付けた順にこれを許可するとあることに注意すべきである。出願者とその経済的状況を吟味することなく、願い出順にするというのは、開墾趣旨からの甚だしい逸脱であり、開墾趣意をあってなきが如しとするものである。田里修氏もこの第一点に注目している⁽⁶⁴⁾。

第二に、謝花が開墾を許可するのは「数十年来荒蕪に付し去って」(「趣意書」)いる所、すなわち荒蕪地であり、「家作材等もなく、山の取締にも差支へなき所」(「景況」)であったが、黒川「伺書」では「目下林相を成さざる場所」とされ、「林相」とは何か全く定義されていない。「林相」が定義されていない以上、林相をなしているかないかはもっぱら県庁又は開墾主任の主観的判断に委ねられ、その恣意性を広範囲に許すことになる。謝花の「命令書」では許可地内の樹木の伐採にかんしては「伐採ヲ必要トスルノ都度、其払下ヲ願出許可ヲ受クヘシ」とあり、「回答」ではさらに厳しく「樹木繁茂」するところは許可しないとの立場にあるから、こうした制約条件を示さない黒川の方針は無制限の伐採へと道を開くものでしかなかった。

第三に、「杣山」の村民との関りでは、謝花の「趣意書」が「山林の保護村民の苦情等に差支無之分」と明記して、村民に対する配慮を示しているのに対して、黒川「伺書」では「多少の苦情を省みず」に開墾を行うことを宣言していることに県当局の権力をバックに開墾を強行する強権的姿勢が示されている。

第四に、謝花の「景況」などには「杣山」の荒廃が国土保全と環境保護の面で重大な問題を引き起こしていることを憂慮する文言が明確に見られるが、黒川「伺書」にはこうした配慮が全く見られない。謝花の「景況」には、「杣山」の荒廃は「田畑にも害を及ぼし又この渡久地港の如きも早く埋り船を泊する事の出来ざる様になる」として記され、結局は村民の生活を苦しめることになることが明察されているが、黒川には環境保護に対する姿勢は全く見られない。このことは同時に、彼が環境のみならず、かつて歴史上何度も飢饉と水不足に苦しめられてきた村民の生活に対する配慮もまた完全に欠落していたことを示している。

謝花が開墾事務取扱主任を解任された直接の理由については、資料が残されておらず、判然としない。この出来事のかなり後になって、『琉球新報』の1899年2月16日に掲載された太田朝敷の記事「沖縄俱樂部と沖縄時論」に謝花解任にかんする言及があり、「予定の区域を逸して以て森林に侵入せんとして人民を激昂せしめ時の警部長田中坤六氏に弾劾せられ之が為め」としてその理由を述べている。だが、開墾事務取扱主任たる者が予定の区域を逸脱して入っただけで村民を激昂させたり、警部長によって弾劾されたりするとも思えない。この理由は、謝花の論敵であった太田が彼に対する悪罵と中傷のついでに当時流布していた何らかの噂を書き留めたものであったかもしれず、その信憑性を証明することはできない。

しかし、謝花解任の理由が土地開墾にかんする姿勢と考え方の対立にあったこと、そしてこの

対立は謝花の上記の「開墾趣意書」「命令書」「景況」の文書のうちにすでに胚胎していたことは、謝花の後任の黒川作助が開墾許可を行った社会階層と開墾の規模とを比較して見れば、あまりにも明らかである。

黒川作助が知事宛に提出した「伺書」の末尾には「帰途更に国頭役所に立寄り、所長に協議を遂げ兼ねて御指名相成候者共へ別紙第二号の通り配当且直ちに願書呈出候様申し聞け置き候」⁽⁶⁵⁾と書かれている。これは国頭役所庁に対して、前々から県当局から御指名があった人々にただちに開墾地の配当を行い、開墾願出書を提出するようにと申し聞かせておいたと読むことができる。つまり、誰が開墾を行うかについてすでに指名がなされていて、彼らにただちに願出書を出すように役所から働きかけをするようと言うわけだから、すでに一種の談合がなされていたと理解できよう。こうしたやり方で開墾を進めようとするさいに、謝花のような人物が主任として存在することは、彼らにとってはこのうえなく妨げとなることであった。おまけに国頭郡の郡長には奈良原知事によって朝武士干城が任命された。奈良原は、こうして配下の人物で人事を固めたうえで、最初の国頭「杣山」の大規模開墾に乗り出すのである。

(6) 土地開墾事業のその後

謝花という障害物を除去して子飼いの腹心たちで側近を固めた奈良原は、謝花解任の年の12月から、後任の黒川作助を先頭に、最初の「杣山」大規模開墾に着手した。この開墾の断行に対する農民たちの反応について、1906(明治39)年2月11日の『琉球新報』は以下のように伝えている。1894(明治27)年12月に最初の大規模開墾が行われることを耳にした「杣山」の農民たちは、苦情を繰り返して申し立て、隊伍を組んで長官に陳情したり、投書や張り紙で抵抗する者が続出したばかりか、黒川主任に対してはその宿舎に投石する者がいて、一時きわめて危険な状態になった、と。「杣山」を自分たちで保護育成し、生活の場とも糧ともしてきた農民たちにとっては、謝花のような国土保全と農民の生活に対する配慮なしに「杣山」を大規模開墾することは、まさしく彼らの生活を強権的に絶つに等しいことであり、だからこそ彼らの怒りも大きかったのである。だが、多くの農民たちの抵抗と反対を押し切って、しかも彼らの同意なしに、この開墾事業は強行された。

続いて1895(明治28)年1月には第二回目大規模開墾が行われた。同年5月には朝武士干城が国頭役所所長に任命され、翌年には郡制への移行に伴い、国頭郡郡長となっている。朝武士は青森県出身で、沖縄では一巡査をしていたにすぎないが、奈良原県政によって役職者へと引き立てられた。彼は、奈良原の意を受けて開墾の事業を忠実に果たしたばかりか、国頭農会長を兼務していたことを利用して農会の名義で開墾許可を受けた後に個人名義に書き換え、国頭の肥沃な土地の大半を自分の所有にしたと言われる⁽⁶⁶⁾。黒川や朝武士のような人物を先兵として、1897(明治30)年5月には第三回の国頭地方「杣山」の大規模開墾が行われ、期日は不明だが、朝武士が首里区長となるとともに中頭郡長を兼務した中頭地方でも二度にわたって大規模開墾が行われたと

いう。

その開墾者の内訳はどうであったのか。ここで大里康永が公表した開墾地の取得内訳を再録して参照して見よう。ここに掲げられた数字は、大里によれば「概略であって、もっと詳しく調査すればさらに驚くべき数字を示すであろう。またここに挙げた人々は開墾者の一部分であって、これをいちいち列挙すれば意外の人物の登場を見るであろうが、いまはその暇がないからこれを略す」⁽⁶⁷⁾とある。

尚典	150万	坪
尚順	21万	坪
今帰仁××	5万	坪
内田××郎(他3名)	5万2千	坪
藤井××衛	3万	坪
高島×次同彦×	8万7千	坪
肥後××門	25万	坪
佐佐木×次郎	3万	坪
知念朝×	3万8千	坪
大田×助	8万5千	坪
豊見城×××	16万4千	坪
前島×三×	3万	坪
鎌田××	15万	坪
永江××	13万5千	坪
小禄朝×(沖縄織工場長)	45万9千	坪
琉球新報社	16万	坪

この内訳表中の×は、大里がこの書の初版を刊行した時には実名を完全に掲げることを控えたために伏字にした部分である。冒頭の尚典は琉球最後の国王尚泰の長男で、尚順は尚泰の四男である。

われわれはこの開墾者内訳表によって、沖縄でもいづれ「杣山」開墾の後に土地整理事業と「杣山」処分、すなわち「杣山」の国有地化または官有化に引き続いてこれらの払い下げがなされるであろうことを見越して、土地と山林との私有化による利得を目論む人々、沖縄の尚家を筆頭とする旧支配層、本州を含めた政府高官、財閥・資本家たちが目ざとく寄り集まっているさまをつぶさに見ることができる。開墾者としてここに個人名を挙げられた者のほかにたくさんの人物がおり、そのなかで注目すべきは、本論文ですでにその名が出てきた渋沢栄一、川崎八右衛門であるが、彼らは本土の大財閥の中心である。また、大蔵官僚で財界人であった郷純造は後に川崎財

閥を起こした次男誠之助の父である。また当時の農商務大臣であった後藤象二郎の名も見逃すことができない。さらに、この表にある鎌田××は、上記の杣山のほか、那覇奥武山公園やその付近、さらに古波蔵などにも広大な土地を所有していた。彼は当時 25-6 歳の若者で、奈良原知事の親戚の者であり、奈良原が彼の名義でこうした土地を取得し、後に奈良原がこれらの土地を転売して大きな利益をあげたと言われている⁽⁶⁸⁾。奈良原について付言すれば、彼は日本鉄道会社の社長を務めたこともあり、台湾を視察した経験から、「杣山」のリユウキュウマツを枕木として最適だとしてこれを台湾に売りつけて、多大の利益をあげたらしい⁽⁶⁹⁾。

国頭郡長となった朝武士干城にかんしても、彼が国頭農会長の名義で本部、今帰仁、名護などにある四万坪という広大な良地の払い下げを受けた後に、みずからの個人名義に書き換え、多額の小作料収入を得たことはすでに言及した。国頭の目立った土地は大半彼に帰したとまで言われたそのやり方は、現在では地位利用または職権乱用の罪に該当するであろう。これには証言がある。1932(昭和7)年4月2日の『琉球新報』に掲載された「奈良原の開墾奨励が今日の荒廃を招く」(「あの頃を語る」)という表題の記事がそれである。「開墾のことで私が今まで心にひっかかってゐるのは、国頭の山の開墾で当時の郡長、朝武士干城氏が思ひ切って開墾をしたため、立派な材木が片っぱしからやられてしまいました。而も他人名義で開墾して実際になると良好な土地は自分の物にするなどよほどずるい仕打ちだったのです。それだけならいいが、知事の奈良原さんが猛烈な開墾主張論者でして、開墾したため山林を今日の如く荒廃させて私はひどく気になってゐました。……国頭の山はもう一度手入しなければ宝の持ちぐさです。」⁽⁷⁰⁾ この証言が、当時の「杣山」の利権をめぐる醜い争い、それによる国頭の山林の荒廃、そして謝花と奈良原との対立の根源のすべてを率直に物語っている。

われわれは、こうした内的諸事情をさらに明らかにする、二つの証言を参照しよう。ひとつは開墾によって利益を得た旧支配層からの証言であり、もうひとつは開墾による山林の荒廃によって被害を受けた村民の側からの証言である。

大里康永は、杣山開墾とこれに引き続く「杣山」処分とで広大な土地を手に入れた尚順の言葉を記録している。尚順は、琉球王国最後の国王尚泰の四男で尚家の財政を取り仕切り、後に男爵を授けられた。沖縄旧支配層のトップとして『琉球新報』を創刊し、奈良原知事も癒着しながら協力しあった人物である。大里によれば、時間と場所は明記されていないが、尚順は杣山の大規模開墾の後に謝花にかんする印象を評するとともに、開墾の結果についてこう証言したという。「二三回謝花昇氏とも面會し、貧乏士族には特別の事情で許して貰いたいと御相談を致したけれども、同氏はなかなか強情で聞入れなかった。その故は開墾を妄りに許すと今日まで立派に造林した縣の杣山が、直ぐ荒廢するからとのことであつた。而して長官が開墾意見であつたから、同氏もあとで我を折られた様であつた。しかし今国頭郡あたりの開墾地の荒廢したるあとを目撃すると、その當時開墾をやりすぎた弊害を認めないわけには行かない」⁽⁷¹⁾と。

この述懐には、山林の荒廃を憂えて開墾を妄りに許さないという「杣山」開墾に対する謝花の

強い姿勢と奈良原との顕著な相違、謝花の一時的妥協などが伺われて興味深いが、やはり「開墾地の荒廢したるあと」を「開墾をやりすぎた弊害」として認めていることは、農民にとっては加害者である開墾推進側の立場から見た率直な感想として、見逃すわけにはいかない。つまり、開墾を積極的に推進した側から見ても、開墾後の杣山の荒廢はひどいものだったという証言がたしかにここにある。謝花昇と開墾に反対した農民たちとの予想はまさしく的中したのである。

他方では、やんばるの羽地大川を襲った洪水にかんする証言を見逃すことはできない。

羽地大川は現在の沖縄県名護市にある二級河川である。羽地平野の中央部で伊差川とかんまた川が合流するため、琉球王国時代から洪水の被害の多い川であった。1735(雍正13)年の台風襲来で洪水被害が生じ、多くの田畑が流失したことを受けて、当時の三司官の中心であった蔡温が王命により羽地大川の河川改修の大事業を行ったことはよく知られている。蔡温が自ら指揮したこの河川改修工事で羽地大川と伊差川との流路が分離され、しばらくの間は洪水の心配はなくなった。ところが大規模土地開墾の事業がこの地方でも進行した結果、ふたたび羽地大川が氾濫するようになった。第三回大規模開墾の9年後の1906(明治39)年、大雨が降った後山に土砂崩れが発生し、川の流路を塞いだために堤防が決壊して洪水が生じたのである。続いて1910(明治43)年にも再び土砂崩れが生じて、洪水が発生した。

これらの洪水は山に土砂崩れが発生していることから見て、山林荒廢のために国土保全機能が失われて生じた災害であることが明らかである。

羽地大川の氾濫と大規模開墾、そしてこれらに関わる謝花昇と奈良原との対立に関連しては、同年11月9日の『琉球新報』に「羽衣生」の名前で掲載された論説が以下のように余すところなく語っている。「今から十数年前の事、時の知事は県下の土地狹隘なるを嘆じて一般開墾を許可せんとした。当時謝花氏は其の因って来るべき弊害を予想して、或制限の下に之を實行せんと意見を戦はした。処が知事は之に耳を藉さずして、独断決行してしまった。すると目前の利欲に眩惑して、明日の運命を思はぬ愚民共は、我先にと徒に山林を焼き払ひ、濫に伐採を逞しうし、今はもう流石の山原山も其多くは禿山に変じ、無木の山相に化し了つてゐる。水と山との関係は誰も知る通りで、為に一朝豪雨くだる時は、恰もムンジユル笠に水を浴せ懸けるが如く、少しの猶予もなく一時にドッと谷底に流れ落ち、其日の分は其日で残らず大海まで濺ぎこまねば止まぬ。」⁽⁷²⁾ 謝花の死後2年にして公表されたこの論説は、羽地大川の洪水の原因が「山林の濫伐」と「治水事業の怠慢」にあることを指摘し、なおかつ謝花と奈良原との関係を適確にとらえたものとして、きわめて重要な証言となっている。なお、この論説が言う「治水事業の怠慢」とは、土地整理法で政府が「杣山」だけでなく河川の自主管理をも住民から奪った結果として生じた、権力者の「怠慢」であることに注意する必要がある⁽⁷³⁾。

「杣山」の過剰な開墾とその私物化は「杣山」農民の飢餓とも関連している。すでに述べたように、沖縄は慢性的な水不足と旱魃に悩まされる地方であったが、1904(明治37)年に「沖縄明治大旱魃」が発生し、七カ月もの間旱魃が続いた。島民は旱魃による飢饉に直面し、サツマイモすら

不作であったので有毒なソテツの実を食さざるをえなかったが、その毒抜きが不十分であったために死者を出したほどであった。いわゆる「ソテツ地獄」の到来であった。この早魃は島嶼部と本島の国頭地方でひどかったといわれる。一般に飢饉のような非常時に農民を救ったのは山林であった。山林が食料や生活手段を供給してくれるからである。しかし、土地開墾に名を借りた山林の伐採と私有化によって極度に荒廃したやんばるの「杣山」は「ソテツ地獄」のような非常時に農民を救うことができなかったのである。この「ソテツ地獄」は、第一次世界大戦後の1920(大正9)年に始まり日本全国を襲った戦後不況のさいにも発生し、沖縄経済に壊滅的な打撃を与えたという⁽⁷⁴⁾。

「杣山」の土地開墾は、以下に論じる「杣山処分」、すなわち山林所有と税制の近代化を意図する土地整理事業と結合することで、前近代的な共同所有の要素の肯定的側面を破壊しつくすかたちで、さらなる土地私有化と私物化への道を歩むことになった。この時謝花昇は、開墾事務取扱主任を解任されながらも、まだ土地調査委員にはとどまっていたので、またしても奈良原知事側と激しく闘わざるをえなくなった。謝花昇が地開墾問題に引き続き「杣山処分」の問題をどのように闘ったのかは、次号で追求することにするが、その前に謝花が開墾事務主任を解任された理由にかんする議論について触れておきたい。この議論は、沖縄の社会運動における謝花昇の評価の問題と不可分に結びついているからである。



写真3. 国頭村比地のやんばるの森

(7) 謝花の開墾事務取扱主任解任の理由にかんする新川明氏の議論

新川明氏は、その著『異族と天皇の国家』の中で、大里康永の謝花伝（原著は『義人謝花昇伝』、再版は『謝花昇伝—沖繩解放の先駆者』と『沖繩の自由民権運動—先駆者謝花昇の思想と行動』）を評価しつつも、それがいくつかの点で歴史的資料の証明なしに謝花を過大評価したり、大里自ら設定した評価枠の中に謝花を無理に組み入れようとしたことを批判した。杣山開墾問題にかんしても、同氏は「彼（謝花のこと—筆者）はこれらの開墾に反対する農民たちに対して、終始これを押える立場に立っている」⁽⁷⁵⁾とし、「謝花は、たとえどのように地元農民が反対しようとも、これを押えつけて、いかに杣山開墾（貧窮士族救済と産業開発のための）を断行するかに意欲を燃やしていたか、ということを知らしめる例証にはなっても、奈良原の開墾方針を牽制するものであるなどとは、とうてい考えられないことなのである。そのときの謝花は、“良吏”たろうとして、みずからの持てる才能を大いに発揮しようと意気込んでいる青年技師の姿以外の何物でもない」⁽⁷⁶⁾とまで述べている。これは果たして「杣山」開墾問題にかんする謝花の闘いに対する正当な評価と言えるであろうか。

大里康永の上記著書が初の本格的な謝花伝であり、多くの基礎的資料を収録している点で大きな意義を持ちながらも、新川氏の指摘するとおり、歴史学的実証性という点で多くの弱点を抱えていたことは事実である。例えば大里は、謝花が東京在学中に中江兆民に師事し、幸徳秋水や木下尚江らとも交流することで、かなり早い時代から自由民権運動に関わっていたとして、自由民権家としての謝花像を強調した⁽⁷⁷⁾。しかし、このことを確証することはできない。また「杣山」開墾問題にかんしては、自由民権の立場に立つ謝花が最初から奈良原知事と衝突し、彼の開墾政策に反対したと述べ、さらに謝花が書いた「命令書」を奈良原のものだと誤認したりした。そして、謝花を含む県庁内の五名の高等官が奈良原知事不信任の運動を組織したがその中の一人による裏切り行為によってこれが失敗したと述べたことについても、その証明を行うことも困難である。これらにかんする新川氏の指摘は正しいと思われる。大里の先駆的業績は新川氏を含む後の研究者たちによって修正されてきていると言ってよいであろう。

それでは、謝花と奈良原との対立が謝花解任の理由であるという説を「根拠が弱い」⁽⁷⁸⁾とする同氏は、謝花が開墾事務取扱主任を解任された理由をどうとらえているか。先に述べたことだが、『琉球新報』の太田朝敷の論説にある謝花解任理由について、同氏は「開墾主任・謝花昇は、予定の払い下げ企画以外の杣山の開墾まで許可しようとして、地元農民とのあいだにトラブルをおこして解任されたことになる」⁽⁷⁹⁾と理解している。しかし、「予定の区画を逸して森林に侵犯せんとして人民を激昂せしめ」たという太田論説と、謝花が「予定の払い下げ企画以外の杣山の開墾まで許可しようとして、地元農民とのあいだにトラブルをおこして解任された」と解釈する新川氏説の間には、差がありすぎるであろう。つまり新川氏は事実であることが裏付けられない太田論説にもとづきながらこれをさらに拡大解釈しているように思われる。さらに新川氏は、大里が上記著書に掲げた統計資料そのほかから、例えば尚家を中心とする首里華族が取得した山林のう

ちのおよそ三分の二、他府県人に許可された山林の大半が謝花の開墾主任の時期にあたることを根拠とし、上記のように謝花が奈良原とほぼ同調して農民を押さえつける立場に立っていたと理解する。では、「杣山」開墾問題での謝花と奈良原との対立を極少化して、謝花が奈良原と共同歩調を取っていたと考える同氏は、謝花解任理由をどう考えているか。同氏はこう述べている。「開墾主任・謝花昇がその地位を解かれたのは、沖縄人が官界の中枢に進出することを押えた奈良原県政の基本的な性格によると考えられるし、謝花昇をしてのちに反奈良原の運動に押しやった動機も、主としてその点にある」⁽⁸⁰⁾と。

この見解に対して、私は現時点では以下のように考える。

第一に、新川説は、「杣山」開墾問題の当初から潜在的に存在したと考えられる謝花と奈良原との相違と対立を過小評価していると思われる。本論文がすでに検討したように、謝花の手になる関係文書に叙述されている森林環境と国土保全の観点、農民の生活への配慮、そして開墾地を荒蕪地に限り、開墾期間を30年、しかも無償貸与とするというような厳しい制限条件は、奈良原の思惑とは全く異なっていた。奈良原の思惑は、山林の国有林化という明治政府の方針を、沖縄では「杣山」開墾、土地整理事業による「杣山」官有化、官有化された「杣山」の民間への払い下げ、払い下げられた「杣山」の私有地化、これらを一体のものとして推進することにあり、そこには奈良原個人の地位利用と私物化の要素すらあったからである。新川説はこうした対立の要因を考慮に入れていないように思われる。

第二に、新川説が主張するように、確かに謝花の開墾事務取扱主任の時代にも、多くの「杣山」の開墾が許可された。ところがその統計数字は出所と評価をめぐって再検討する必要があるように思われる。仲間勇栄氏の統計資料によれば、1893(明治26)年に八重山で「杣山」70ヘクタール(以下ha記す)が首里那覇人に、2,479haが他府県人に開墾許可されている。明くる1894(明治27)年には、国頭地方では151haが首里那覇人に、13haが他府県人に、347haが地元間切村に開墾許可され、中頭地方では398haが首里華族に、地元間切に74haが許可され、不明が900haである。しかし、9月に謝花が主任を解任され、12月から大規模開墾が開始されているから、この年の統計数字にたいする謝花の関与はかなり割り引かねばならない。首里華族への開墾許可も国頭地域ではなくて中頭地域にだけであり、先に述べた事情から謝花解任後にいっせいに行われた可能性が高い。またすでに参照したように、謝花は1893(明治26)年の八重山の広大な開墾には関与していない。これらを踏まえれば、統計数字が示す特徴は、1894(明治27)年の国頭開墾は地元「間切」に多く許可され、首里華族には許可されていないこと、謝花解任の後に首里華族と他府県人と地元個人が目立って開墾許可を多く受けていること、そして3年間の合計で国頭地方が3,661haと集中的に開墾許可されていることである⁽⁸¹⁾。したがって、1894(明治27)年の開墾許可が謝花主任時代の方針通りに行われたと仮定したとしても、新川説のように、首里華族が取得した土地のうち三分の二、他府県人の土地の大半は謝花主任時代に許可されたものだという結論になりはしない。新川説は、統計数字そのものとそれが意味するものをもっと掘り下げて検

討する必要があったのではないか。

第三に、以上の統計資料の分析から生ずるのは、やはり謝花は、首里華族と地元個人、つまり富裕な地元有力者を厳しく制限し、地元「間切」を優先して開墾許可を行っていたということである。謝花は、例えば農工銀行の株主募集にさいしても、富裕な個人が独占することがないように地元「間切」を優先させる配慮を示しており、彼が農民出身であることに対応するこうした姿勢は、彼の生涯を通じて一貫しているように思われる。

第四に、謝花の事務取扱主任時代に中頭地方で首里華族に398haもの開墾許可が出たとしても、その権限の多くは奈良原知事が最終責任者として掌握していたことは明からであるから、この開墾許可の責任を謝花に負わせるのは的を射ていないことになろう。すでに述べたように、尚順の証言に、謝花が知事の開墾方針のもとで「あとで我を折られた様であった」とあるし、先に参照したように、羽地大川の洪水にかんする新聞論説には、謝花は知事と意見を戦わせたが「処が知事は之に耳を藉さずして、独断決行して了った」という証言もある。謝花とはほぼ同時代の証言としてこれらは貴重なものであろう。そして、これらの証言もまた、謝花と奈良原との真の関係、そして謝花解任の理由を適確に言い当てているであろう。

以上の理由から、謝花解任の理由はやはり、謝花が開墾主任として作成した「趣意書」「命令書」「景況」には最初から奈良原側の思惑との対立が内包されており、「杣山」開墾と土地整理事業が実際に進行する過程の中でこの対立が決定的に顕在化したことにあるように思われる。謝花は、開墾の実態を農民たちから聞き知るにつけ、開墾が当初考えたとは異なった方向へと進みつつあることに気づき、また「杣山」農民たちの多くが開墾に反対の姿勢を示したことを知って、農民たちの側へとその軸足をいっそう移していったのではないか。だからこそ、奈良原側は謝花を解任することで、大規模開墾への地ならしを進めたのである。そう考えた方が謝花の思想と行動を整合的・合理的に説明できるように思えてならない。したがって、謝花解任にかんする新川氏の理解は、謝花を自由民権運動との関りで必要以上に美化・過大評価しようとする傾向に対して警鐘を鳴らすあまり、その反対の過小評価へと傾斜しすぎているように私には思われてならないのである⁽⁸²⁾。

(次号へと続く。2020年11月24日提出)

注

- (1) 池原貞雄・加藤祐三編著『沖縄の自然を知る』築地書店、伊藤嘉昭『沖縄やんばるの森』岩波書店、盛口満・宮城邦昌『やんばる学入門』木魂社、などを参照されたい。
- (2) 『沖縄タイムス』(2016年9月16日)に掲載された吉田正人氏の談話、環境省「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界遺産一覧表への記載推薦に関する国際自然保護連合(IUCN)の評価結果及び勧告について(第二版)」などを参照のこと。

- (3) 米軍新基地反対運動については、阿部岳『ルポ国家の暴力—米軍新基地建設と『高江165日』の真実』朝日文庫、伊佐真次『やんばるからの伝言』新日本出版社、などを参照。
- (4) 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究—山に刻まれた歴史像を求めて』ひるぎ社、21-30頁を参照されたい。
- (5) 奥谷浩一「蔡温の哲学と林政思想」(『札幌学院大学人文学会紀要』第107号、2020年2月)を参照のこと。
- (6) 谷口恭子『森林資源管理の社会的合意形成—沖縄やんばるの森の保全と再生』東信堂、99頁、162頁を参照。なお、現在の日本の森林の所有区分は、国有林31%、公有林11%、私有林58%という構成比に対し、沖縄のそれは国有林24%、県有林20%、村有林34%、私有林22%という構成比である。こうした構成比の相違もまた、沖縄と国頭村が歩んだ複雑な林業の歴史を刻印している。
- (7) 明治維新以降の日本の森林政策の歴史については、筒井迪夫『日本林政の系譜』地球社、同『日本林政史研究序説』東京大学出版会、同『森林法の軌跡』農林出版、所三男『近世林業史の研究』吉川弘文館などを参照されたい。
- (8) 謝花昇の伝記的研究については、大里康永『沖縄の自由民権運動—先駆者謝花昇の思想と行動』(初版は『義人謝花昇伝』)太平出版社、伊佐真一編・解説『謝花昇集』みすず書房、新川明『異族と天皇の国家—沖縄民衆史への試み』二月社などを参照されたい。
- (9) 上杉茂憲は米沢藩の最後の藩主で、米沢藩知事、沖縄県令、元老院議員などを歴任して伯爵となった。その沖縄の綿密な民情調査と改革の具申によって、県令と県知事中、沖縄県民に最も慕われた人物である。高橋義夫『沖縄の殿様—最後の米沢藩主・上杉茂憲の県令奮闘記』中公新書、童門冬二『上杉茂憲—沖縄県令になった最後の米沢藩主』祥伝社新書を参照のこと。
- (10) 大里康永『沖縄の自由民権運動』72頁。
- (11) 同上書、68-69頁。
- (12) 当山久三の生涯については、湧川清栄『当山久三伝』太平出版社を参照されたい。周知のように、当山は後に沖縄人民のハワイ移民事業のリーダーとして活躍した。
- (13) 田里修「東風平・謝花再考(1)」、『沖縄タイムス』1979年6月27日を参照のこと。
- (14) 特に筒井迪夫『日本林政の系譜』を参照されたい。
- (15) 笠原義人編『よみがえれ国有林』リベルタ出版、同『新国有林論』大月書店、笠原義人・香田徹也・塩谷弘康『どうする国有林』リベルタ出版などを参照されたい。
- (16) これについては、笠原義人編『よみがえれ国有林』、白井裕子『森林の崩壊—国土をめぐる負の連鎖』新潮新書などに詳しい。
- (17) 田中淳夫『絶望の林業』新泉社を参照のこと。私も日本の森林が抱える問題について少しだけ言及したことがある。奥谷浩一「北海道の海鳥をとりまく自然生態系の危機を考える」(『北海道の自然』第44号、北海道自然保護協会、2006年3月)を参照されたい。
- (18) 筒井迪夫『日本林政史研究序説』227頁。
- (19) 筒井迪夫『森林文化社会の創造—明治林政への訣別』株式会社福本事務所、15頁。
- (20) 室田武・三俣学『入会林野とコモンズ』日本評論社、インゲ・カール/マーク・A・スターン/イザベル・グレンベルク『地球公共財—グローバル時代の新しい課題』FACID国際開発研究センターを参照のこと。
- (21) 琉球列島の自然史および地質学的・気象学的特徴については、沖縄第四紀調査団・沖縄地質学会編『沖縄の自然—その生いたちを訪ねて』(増補新装版)平凡社、木崎甲子郎編著『琉球の自然史』築地書房、池原貞雄・加藤祐三編著『沖縄の自然を知る』築地書房などを参照されたい。
- (22) 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』25-31頁、また三輪大介「近世琉球王国の環境劣化と社会状況—蔡温の資源管理政策」(安溪遊地・当山昌直編『甘味沖縄環境史資料集成』南方新社)305、314頁を参照。
- (23) 蔡温の林政思想については、その原文と現代語訳を収録した『林政八書』(『日本農書全書』第57巻、加藤衛拓現代語訳)、仲間勇栄『蔡温と林政八書の世界』榕樹書林で知ることができる。なお、奥谷浩一「蔡温の哲学と林政思想」(『札幌学院大学人文学会紀要』第107号、2020年2月)をも参照されたい。
- (24) 嘉手苺千鶴子「蔡温時代と文化」(『蔡温とその時代』近世史の諸問題シリーズI)78頁。
- (25) 蔡温が指揮し、わずか3カ月で完成させたとされるこの河川工事の詳細については、名護市教育委員会文化課が編集した『羽地大川修補日記』(名護市史資料編5、文献資料編1)で知ることができる。
- (26) 佐藤亮『琉球王国を導いた宰相蔡温の言葉』188頁。

- (27) 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』80-95頁を参照。
- (28) 日本本土の「入会地」「入会権」については、戒能通孝『入会の研究』日本評論社、川島武宜『川島武宜著作集』第8巻(「慣習法上の権利」1)岩波書店などの基礎的著作のほか、北条浩『近世における林野入会の研究』御茶ノ水書房、小林三衛『国有地入会の研究』東京大学出版会、中尾英俊『入会林野の法律問題(新版)』勁草書房などがある。
- (29) 『林政八書』序文(『日本農業全書』第57巻)82頁。
- (30) 上杉県令の報告書については、「沖縄本島巡回日誌」と「先島巡回日誌」が『沖縄県史』第11巻、3-90頁に収録されている。また同県令の例えば吏員減員等の改善策の上申書は『沖縄県史』第12巻1、802-807頁に見ることができる。なお、名護地方の民衆の生活状況にかんしては比嘉宇太郎『名護百年史』あき書房、八重山地方にかんしては三木健『八重山近代民衆史』三一書房などが参考になる。また、1894(明治27)年初版発行の笹森儀助『南島探験』も当時の沖縄人民の生活状況を伝える貴重な資料である。
- (31) 仲里讓『琉球処分の全貌』クオリティ出版、246頁。
- (32) 新里・田港・金城『沖縄県の歴史』山川出版社、168-171頁を参照。
- (33) 城間正安や中村十作らをリーダーとする人頭税廃止の運動については、沖縄国際大学南島文化研究所編『近世琉球の租税制度と人頭税』、富田祐行『真珠と旧慣—宮古島人頭税と闘った男達』近代文芸社などを参照のこと。
- (34) 新里・田港・金城、同上書、171-173頁。
- (35) 同上書、174頁。
- (36) 「一木書記官取調書」は『沖縄県史』第14巻資料編4、491-606頁に収録されている。この「取調書」は、上記上杉茂憲「巡回日誌」、「琉球処分」を王府に伝達した松田道之処分官の編著『琉球処分』と並んで、当時の沖縄の状況を知るうえで貴重な資料である。
- (37) 増戸治助『おらがやまだ』高島書房出版部、7-8頁。この書物には、福島県多田野村で実際に国有林引戻訴訟を闘った農民たちの実状と経験が具体的に描かれている。
- (38) 例えば、筒井迪夫『日本林政の系譜』地球社、所三男『近世林業史の研究』吉川弘文館、藤村重任『日本国有林の形成過程』(第一巻)水利科学研究所などの研究書、そして具体例として増戸前掲書を参照のこと。
- (39) 主な事件だけでも、謝花が言及している青森県下北半島の野平事件のほか、福島県野原木曾谷、山梨県北富士演習場、福島県多田野村の国有林引き戻し訴訟などが頻発した。1915(大正4)年の大審院判決後も、「入会地」と「入会権」をめぐる訴訟は後を絶たなかった。太平洋戦争後にも代表的な事例として、青森県西海岸屏風山事件(小林三衛「官地民木」の一事例—国有地入会に関連して)、『茨城大学文理学部紀要(社会科学)』第13号を参照)、小繋事件(戒能通孝『小繋事件』岩波新書を参照)などがあげられる。
- (40) 伊佐眞一編・解説『謝花昇集』みすず書房、284頁。
- (41) 網淵謙錠『幕末に生きる』文藝春秋社の82頁以下に、生麦事件のリチャードソン殺害にかかわる奈良原幸五郎こと繁と兄喜左衛門との関係にかんする記述がある。また太田良博『沖縄にきた明治の人物像』月刊沖縄社にも奈良原繁にかんする記述がある。
- (42) 大里康永、前掲書、75頁。
- (43) 大里康永、同上書、102頁。伊佐眞一、同上書、37頁。
- (44) 大里康永、同上書、同上頁。伊佐眞一、同上書、同上頁。
- (45) 大里康永、同上書、同上頁。伊佐眞一、同上書、同上頁。
- (46) 大里康永、同上書、102-103頁。伊佐眞一、同上書、37頁。
- (47) 伊佐眞一、同上書、39-40頁。
- (48) 田里修「東風平・謝花再考(3)」(『沖縄タイムス』1979年6月29日)を参照のこと。
- (49) この新聞記事は東風平町教育委員会編『資料・農学士謝花昇』184頁および伊佐眞一、同上書、37頁に収録されている。
- (50) 東風平町教育委員会編、同上書、同上頁。
- (51) 同上書、205頁。
- (52) 大里康永、同上書、106頁。伊佐眞一、同上書、42頁。
- (53) 大里康永、同上書、108頁。伊佐眞一、同上書、44頁。

- (54) 大里康永, 同上書, 109 頁。伊佐眞一, 同上書, 45-46 頁。
- (55) 大里康永, 同上書, 115 頁。
- (56) 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』, 121-124 頁, 三木健, 同上書, 25 頁を参照のこと。
- (57) 伊佐眞一, 同上書, 181 頁。
- (58) 同上書, 205 頁。
- (59) 大里康永, 同上書, 113 頁。伊佐眞一, 同上書, 47 頁。
- (60) 大里康永の謝花伝は, この人物を「黒川佐助」と人名表記しているが, 伊勢眞一氏ほかが表示するように, 「黒川作助」が正しいようである。
- (61) これらについては, 加藤衛弘氏が『林政八書』(『日本農書全集』第 57 巻, 農文協) に付された注釈に示されている。同書 83 頁を参照されたい。
- (62) 池田雅則「明治の判任文官層—キャリア形成としての教育史における研究対象」(UH CNAS RINCPC Bulletin vol.22, 2015) 2 頁。
- (63) 大里康永, 同上書, 117 頁。
- (64) 田里修「東風平・謝花再考(3)」(『沖縄タイムス』1979 年 6 月 29 日)。田里氏は, 黒川伺い書の第三項, そして大里の謝花伝が発行された時の 1935(昭和 10)年 10 月 30 日の『琉球新報』記事に関係させて, ここに謝花の「地元農民優先」の考え方を読み取っている。謝花が富裕の個人に対して「間切」とその地元農民を優先させたことは, 彼の生涯を一貫する姿勢であったように思われる。
- (65) 大里康永, 同上書, 118 頁。
- (66) 同上書, 140 頁。また, 湧川清栄『当山久三伝』51-52 頁にも朝武士干城の国頭山林の私物化が書かれている。
- (67) 大里康永, 同上書, 138 頁。
- (68) 湧川清栄, 同上書, 51 頁。
- (69) 大里康永, 同上書, 142 頁。
- (70) この証言は, 国頭地方の山方筆者であった神谷厚安氏によるものである。山方筆者とは「間切」の役所に常駐して盗伐の取り締まりや山林管理の庶務を行う役人のことである。『琉球新報』に掲載されたこの記事は, 大里康永, 同上書, 144 頁にも収録されている。
- (71) 大里康永, 同上書, 103 頁。
- (72) 北部ダム事務所・名護市『羽地大川一山の生活誌』45 頁。
- (73) 明治政府は, 江戸時代の「入会林」「入会地」だけではなく, 「河川法」によって一級河川を建設大臣, 二級河川を都道府県知事, 普通河川を市町村長とすることで, 江戸時代の慣行の河川管理をも河川沿岸民衆の自治から奪い取った。その結果生じた負の側面は河川管理者である役人の無責任と河川沿岸民衆の河川管理に対する無関心とである。これについては, 特に丸山隆「川と共生する社会」(天野玲子編『21 世紀の河川思想』共同通信社所収) を参照されたい。なお, 奥谷浩一「田中正造の河川と治水の思想」(1)(2) (『札幌学院大学人文学会紀要』第 100 号, 2016 年 10 月, および第 102 号 2017 年 2 月) をも参照のこと。
- (74) 「ソテツ」地獄については, 例えば新里・田港・金城『沖縄県の歴史』200-202 頁を参照のこと。
- (75) 新川明『異族と天皇の国家』二月社, 208 頁。
- (76) 同上書, 214 頁。
- (77) 大里康永, 同上書, 62 頁。
- (78) 新川明, 同上書, 225 頁。
- (79) 同上書, 227 頁。
- (80) 同上書, 229 頁。
- (81) 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』120 頁。
- (82) 以上に述べたことは, 私の現時点での暫定的な見解である。謝花が開墾事務取扱主任を解任された理由をめぐる問題は, 沖縄の社会運動の先駆者としての謝花昇の評価に関わる基本的な問題であり, 謝花が開墾事務取扱主任開墾許可を行った山林地域, その面積, その対象者などについてはしっかりした統計数字にもとづいて論ずる必要がある。本論文ではこれを十分に行うことができず, またこれを直接のテーマとしてもいないので, いずれ改めてこれだけを主題として別稿で論究することにした。

Noboru Jahana's Struggle for *Minchiminboku* at *Somayama*
Timber Forests (1)

OKUYA Koichi

Abstract

Noboru Jahana pioneered a modern social movement in Okinawa. In Okinawa in the Meiji era (1868-1912), *somayama* forests (mountain forests co-managed by villages or the like for producing timber) began to be cultivated as part of relief measures for poverty-stricken samurai families who could no longer receive salaries after the Ryūkyū Kingdom was abolished in the Ryūkyū Disposition. Noboru Jahana, an engineer and high-ranking official of the Okinawa prefectural government, promoted a *somayama* cultivation project as chief acting director working under Shigeru Narahara, the governor of Okinawa. In the course of a subsequent project for dividing land into government-owned land and private land, the latent conflict between Jahana and Narahara gradually became apparent. Narahara and those siding with him deceived farmers under the slogan of *Kanchiminboku*, an idea for mixed-ownership forests, whereby forestland would be owned by the state, while farmers would have the right to use the stumpage on the land. The rift between Jahana and Narahara became clear when Narahara overrode resistance from farmers and implemented policies for incorporating *somayama* forests into government-owned land. In protest against Narahara, Jahana advocated *Minchiminboku*, an assertion that *somayama* and its stumpage should be jointly owned by farmers because they had been collaborating in growing, protecting and using timber. Jahana's idea of *Minchiminboku* eventually failed. But Jahana insisted that *somayama* forests, which were grown, managed and protected by farmers, also should provide farmers with a way to make a living and thus that these forests should be jointly owned by farmers. When we think of the current forest policy gridlock and the critical situation of national forests, Jahana's *Minchiminboku* seems to offer many ideas for solutions to various problems. His idea undoubtedly has major implications for how people nowadays, who regard forests as global-level public goods, see their environment. This paper traces the history of Jahana's struggle for *Minchiminboku* and considers the significance of *Minchiminboku* from the viewpoint of contemporary environmental theory and environmental thought.

Keywords: forests of Yanbaru, *somayama* forest, the concept of *Kanchiminboku*, the concept of *Minchiminboku*, critical situations of national forests, commons as public goods for global citizens

(おくや こういち 札幌学院大学名誉教授 哲学・倫理学専攻)